

第1編 民法総論・民法総則

序章 民法総論

第1節 私法の一般原則

第2節 法の解釈・適用

第1章 通則

第2章 人

第1節 権利能力・意思能力・行為能力全般

第2節 権利能力、同時死亡の推定、失踪宣告

第3節 意思能力と行為能力

第4節 住所、不在者の財産管理

第3章 法人

第4章 物

第5章 法律行為

第1節 総則

1 法律行為・意思表示総論

1 - 1 法律行為・意思表示の意義

1 - 2 意思表示および法律行為の解釈

2 法律行為の有効性 - 公序良俗違反と強行規定違反

第2節 意思表示

1 心裡留保

2 通謀虚偽表示

3 錯誤

4 詐欺・強迫

5 消費者契約法における誤認・困惑

6 意思表示の効力発生時期

第3節 代理

1 代理制度総論

2 代理権

3 代理行為

4 無権代理

5 表見代理

第4節 無効及び取消し

1 無効および取消し総論

2 民法119条～126条

2 - 1 法律行為の無効

2 - 2 取消しと追認

3 消費者契約法における無効および取消し

第5節 条件及び期限

第6章 期間の計算

第7章 時効

第1節 通則

1 総論

2 効力

3 時効の援用

4 時効の中断と停止

第2節 取得時効

第3節 消滅時効

第2編 物権

第1章 総則

第1節 物権の一般原則

第2節 物権変動

1 総説

2 不動産物権変動

2 - 1 意思主義と対抗要件主義

2 - 2 不動産登記手続

3 動産物権変動

4 物権の消滅

第2章 占有権

第3章 所有権

第1節 所有権の意義

第2節 相隣関係

第3節 所有権取得の原因

第4節 共有関係

第4章 地上権

第5章 永小作権

第6章 地役権

第7章 担保物権総論・留置権

第1節 担保物権総論

第2節 留置権

第8章 先取特権

第9章 質権

第10章 抵当権

第1節 抵当権総論

第2節 抵当権の設定と効力

第3節 抵当権と利用権の調整

- 第4節 抵当権者と抵当目的不動産の譲受人との関係
- 第5節 抵当権の処分・抵当権の消滅
- 第6節 抵当権の実行
- 第7節 共同抵当
- 第8節 根抵当
- 第11章 非典型担保
  - 第1節 仮登記担保
  - 第2節 譲渡担保
  - 第3節 所有権留保

### 第3編 債権

#### 第1部 債権総則

##### 第1章 債権の目的

- 第1節 特定物債権
- 第2節 種類債権（不特定物債権）
- 第3節 金銭債権
- 第4節 利息債権
- 第5節 選択債権

##### 第2章 債権の効力

- 第1節 総論
- 第2節 履行強制
- 第3節 債務不履行
- 第4節 損害賠償
- 第5節 受領遅滞
- 第6節 責任財産の保全（債権者代位権・詐害行為取消権）
  - 1 責任財産保全制度全般
  - 2 債権者代位権
  - 3 詐害行為取消権

##### 第3章 多数当事者の債権関係

- 第1節 総論
- 第2節 分割債権・分割債務
- 第3節 不可分債権・不可分債務
- 第4節 連帯債務
- 第5節 保証債務

##### 第4章 債権の移転

- 第1節 債権譲渡
- 第2節 債務引受
- 第3節 契約上の地位の移転

##### 第5章 債権の消滅

第1節 債権の消滅総論

第2節 弁済

- 1 弁済総説
- 2 弁済の当事者
- 3 弁済の充当
- 4 弁済の提供と供託
- 5 弁済による代位

第3節 代物弁済

第4節 相殺

第5節 更改

第6節 債務免除

第7節 混同

第2部 債権各則

第1章 契約

第1節 契約総則

- 1 契約総論
- 2 契約の成立
  - 2 - 1 申込みと承諾による契約の成立
  - 2 - 2 約款による契約
- 3 契約の効力
  - 3 - 1 同時履行の抗弁権等
  - 3 - 2 危険負担
  - 3 - 3 第三者のためにする契約
- 4 契約の解除

第2章 贈与

第3章 売買

第1節 総則

第2節 売買の効力

- 1 他人の権利の売買
- 2 権利の一部が他人に属する場合
- 3 数量不足・原始的一部滅失の場合
- 4 目的物の利用制限等の場合
- 5 債権売買の場合
- 6 物の瑕疵担保責任

第3節 買戻し

第4章 交換

第5章 消費貸借

第6章 使用貸借

第7章 賃貸借

- 第1節 民法上の原則
- 第2節 借地借家法
  - 1 総論
  - 2 借地権
  - 3 借家関係
  - 4 その他
- 第8章 雇用
- 第9章 請負
- 第10章 委任
- 第11章 寄託
- 第12章 組合
- 第13章 終身定期金
- 第14章 和解

### 第3部 債権各則(2) - 法定債権関係

- 第1章 事務管理
- 第2章 不当利得
  - 第1節 不当利得の一般原則
  - 第2節 給付利得の個別的な原則
  - 第3節 その他の問題
- 第3章 不法行為
  - 第1節 不法行為法の意義、機能
  - 第2節 権利・利益侵害、違法性
  - 第3節 故意過失、責任能力
  - 第4節 損害
  - 第5節 因果関係・損害賠償の範囲
  - 第6節 各種の権利・利益侵害
  - 第7節 違法性阻却事由
  - 第8節 責任無能力者の監督責任
  - 第9節 使用者責任、企業責任
  - 第10節 工作物責任
  - 第11節 共同不法行為
  - 第12節 不法行為の効果

## 第4編 親族

### 第1章 総論及び家族関係をめぐる手続の概観

#### 第1節 家族法の特徴等

#### 第2節 戸籍等

#### 第3節 家族関係をめぐる紛争の解決の手続

### 第2章 総則

### 第3章 婚姻

#### 第1節 婚姻の成立

#### 第2節 婚姻の効果

#### 第3節 婚姻の解消

#### 第4節 婚約、内縁等

### 第4章 親子

#### 第1節 実親子

#### 第2節 養親子関係

### 第5章 親権

### 第6章 後見・保佐・補助

#### 第1節 未成年後見

#### 第2節 成年後見

#### 第3節 保佐

#### 第4節 補助

### 第7章 扶養

## 第5編 相続

### 第1章 総則

### 第2章 相続人

#### 第1節 法定相続人

#### 第2節 代襲相続

#### 第3節 相続分

#### 第4節 相続欠格と相続人の廃除

#### 第5節 相続回復請求権

### 第3章 相続の効力

#### 第1節 相続の一般的効果

#### 第2節 相続財産の範囲

#### 第3節 相続と登記

#### 第4節 相続財産の共有

#### 第5節 遺産分割

### 第4章 相続の承認と放棄

#### 第1節 総論

#### 第2節 相続の承認

#### 第3節 相続の放棄

#### 第4節 熟慮期間

### 第5章 財産分離

### 第6章 相続人の不存在

### 第7章 遺言

#### 第1節 遺言の意義と方式

#### 第2節 遺言の効力

#### 第3節 遺言の執行

### 第8章 遺留分

## 第1編 民法総論・民法総則

### 序章 民法総論

#### 第1節 私法の一般原則

私法とはどのような法分野を意味するかについて、基本的な考え方を説明することができる。

法の体系について、基本的な考え方を説明することができる。

特別法と一般法の関係を、具体例を挙げて説明することができる。

民法は私法の一般法であるということの意味を説明することができる。

日本の民法典がどのような編別になっているかを理解している。

パンデクテン体系がどのような法典の構造になっているか、基本的な考え方を説明することができる。

私法の中の特別法の具体例をいくつか挙げるすることができる。

権利能力平等の原則について、基本的な考え方を説明することができる。

私的自治の原則について、基本的な考え方を説明することができる。

私的自治の原則の下位原則（契約自由、遺言自由、団体設立自由の原則）を挙げて、説明することができる。

自己責任の原則（過失責任の原則）を説明できる。

自己責任の原則と私的自治の原則との関係を説明することができる。

財産権絶対の原則について、基本的な考え方を説明することができる。

#### 第2節 法の解釈・適用

民法の条文の解釈に関する方法にどのようなものがあるか、具体例を挙げて説明することができる（文言解釈、目的的解释、反対解释、体系的解释等）。

条文の準用とはどのような意味を有するか、その基本的な考え方を説明し、具体例を挙げるることができる。

条文の類推適用がどのような場合に認められるか、その基本的な考え方を説明し、具体例を挙げるることができる。

裁判所において事実認定と法的判断がどのように行われるか、基本的な考え方を説明することができる。

事実審と法律審の相違を具体例を挙げて説明することができる。

最高裁判決の判旨のうち、真の判決理由と傍論を区別する考え方がどのようなものであるか、それを区別する意味は何かを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。



## 第1章 通則

公共の福祉による私権の制限の考え方を説明することができる。

信義誠実の原則（信義則）の考え方を説明することができる。

信義誠実の原則（信義則）が機能する場面の例をいくつか挙げることができる。

消費者契約における不当条項規制と信義則の関係について説明することができる。

権利濫用の考え方を説明することができる

権利濫用の例を挙げることができる。

権利濫用か否かの判断基準について説明することができる。

権利の行使が濫用であるとされたときの効果を説明することができる。

権利濫用と不法行為の関係を説明することができる。

## 第2章 人

### 第1節 権利能力・意思能力・行為能力全般

権利能力・意思能力・行為能力とは、それぞれどのような制度かを説明することができる。

権利能力・意思能力・行為能力から導かれる民法の予定する「人間像（主体像）」はどのようなものかについて、説明することができる。

### 第2節 権利能力、同時死亡の推定、失踪宣告

権利能力の始期と終期について、説明することができる。

胎児の権利能力について、民法の考え方と問題点を具体例に即して説明することができる。

同時死亡の推定の要件および効果について、説明することができる。

失踪宣告制度の趣旨について、説明することができる。

普通失踪と特別失踪の異同について、説明することができる。

失踪宣告の申立権者について、不在者の財産管理の申立権者との異同に留意しつつ、説明することができる。

失踪宣告を受けた者について生存が明らかになった場合、または、失踪宣告の効果とは異なる時期に死亡していたことが明らかになった場合の扱いについて、説明することができる。

失踪宣告に基づき相続された財産が第三者に譲渡された場合において、その後に失踪者の生存が明らかになり、失踪宣告が取り消された場合の法律関係について説明することができる。

民法32条1項後段が規定する「失踪の宣告後その取消前に善意でした行為」の「善意」とは、誰の何に対する善意かについて、説明することができる。

失踪宣告が取り消された場合において、失踪宣告に基づき相続されていた財産の返還義務の範囲がどうなるか、不当利得の一般原則との異同に留意しつつ、説明することができる。

失踪宣告後に失踪者の配偶者が再婚をし、その後に、失踪者の生存が明らかになった場合の法律関係について、説明することができる。

認定死亡と失踪宣告の要件および効果の異同について、説明することができる。

### 第3節 意思能力と行為能力

意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力およびその根拠について、説明することができる。

行為能力制度とは別に意思能力を問題とする必要があるかどうかについて、具体例を挙げて問題点を説明することができる。

制限行為能力者が意思能力を欠く状態で法律行為を行った場合に、法律行為の効力がどうなるかを、具体例を挙げて説明することができる。

制限行為能力者にどのような類型があるかを説明することができる。

制限行為能力者の各類型について、審判の要否、保護者、保護者の権限がどうなっているかを説明することができる。

未成年者が単独で有効に法律行為をなしうるのはどのような場合かを、具体例を挙げて説明することができる。

成年擬制とは何か、その制度趣旨はどのようなものかについて、説明することができる。

成年後見制度が平成11年改正によって新たに導入された趣旨と制度の特色について、説明することができる。

制限行為能力者の類型ごとに、本人が単独で有効になしうる行為の種類および単独で有効になしえない場合の、取消権者・追認権者について、説明することができる。

成年被後見人が「日常生活に関する行為」については行為能力を有することについて、その考え方を説明することができる。

成年後見開始の審判の申立権者について、説明することができる。

浪費者であることが、保佐開始の審判の要件とされていない理由について、説明することができる。

保佐人がどのような場合に代理権を与えられるかについて、説明することができる。

被保佐人が保佐人の同意なくして重要な動産を売却した場合に、保佐人がどのような行為を行うことができるかについて、具体例に即して説明することができる。

身上配慮義務とは何かについて、説明することができる。

補助を制限行為能力制度の一つとするのは不正確であると言われる理由について、説明することができる。

制限行為能力制度において、相手方の保護を図るための制度（相手方の催告権・詐術を用いた制限行為能力者の取消権の排除）について、説明することができる。

制限行為能力者であることの公示の制度について、説明することができる。

制限行為能力者の行った法律行為が取り消された場合において、法律行為の全部または一部がすでに履行されていたときに、各当事者の返還義務がどうなるかを、一般原則との異同に留意しつつ、具体例に即して説明することができる。

任意後見制度の趣旨と概要について、説明することができる。

法定後見と任意後見との関係について、説明することができる。

### 第4節 住所、不在者の財産管理

住所の概念の内容および意義について、説明することができる。

住所の個数についての考え方を説明することができる。

不在者の財産管理の制度の概要について、説明することができる。

不在者の財産管理の制度と失踪宣告との関係について、説明することができる。

### 第3章「法人」

法人とはどのような制度であり、自然人のほかに法人に権利能力を認めるのはなぜ必要であるかを、具体例に即して説明することができる。

法人法定主義とはどのような考え方であり、民法がそのような主義を採用していることの原因は何かを説明することができる。

法人にはどのような種類があり、それぞれどのような法律に従って法人の設立が認められるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

社団とは何か、財団とは何かを説明し、それぞれ具体例を挙げることができる。

営利法人とは何か、非営利法人とは何かを説明し、それぞれ具体例を挙げることができる。

公益法人とは何か、非営利法人とはどのように区別されるかを、具体的な事例に即して説明することができる。

法人の社員が有限責任を負うとはどういうことか、無限責任を負うとはどういうことかを説明し、法人自身の責任との関係を具体例に即して説明することができる。

法人の設立に国家がどのように関与するかについて、種々の態様があることを理解し、その具体例を挙げることができる。

法人の設立のためにどのような事項を定めることが必要であるかについての基本的な考え方を、条文に則して説明することができる。

法人の設立のために登記がどのような意味を持つかについて、条文に則して説明することができる。

法人設立の目的が、法人の権利義務についてどのような意義を有するかについての考え方と問題点を説明することができる。

法人が法人の代表機関を通じて行う対外的取引の効果がどのように法人に帰属するかについて、具体例に即して説明することができる。

法人が第三者に対して、どのような場合にどのような根拠に基づいて不法行為に基づく損害賠償責任を負担するかを、具体例に即して説明することができる。

法人の運営がどのように行われるかについて、条文に則して説明することができる。

法人がどのような原因に基づいて消滅するかを、条文に則して説明することができる。

権利能力なき社団・財団とはどのような概念か、権利能力なき社団・財団はどのような場合に認められるかを、具体例を挙げて説明することができる。

権利能力なき社団・財団の財産が誰にどのような形で帰属するかについて、基本的な考え方を説明することができる。

## 第4章 物

民法は物をどのように定義し、どのように分類しているかを説明することができる。  
物以外の権利の客体にどのようなものがあるか、その具体例を挙げることができる。  
動産と不動産の区別がどのような意義を持つかを、具体例に即して説明することができる。  
一物一権主義とはどのような原則であるかを、具体例に即して説明することができる（物の独立性と単一性）。  
集合物とはどのような概念であり、どのような意義を有するかを、具体例に即して説明することができる（譲渡担保？）  
不動産とは何か、動産とは何かを説明し、この区別がどのような意義を持つかを、具体例に即して説明することができる。  
主物とは何か、従物とは何か、従物とされることの具体的効果は何かを、具体例を挙げて説明することができる。  
元物とは何か、果実とは何かを説明し、その具体例を挙げることができる。  
果実収取権が誰にどのように帰属するかについて、具体例に即して説明することができる。  
法定果実と使用利益の異同について、具体例を挙げて説明することができる。

## 第5章 法律行為

### 第1節 総則

#### 1 法律行為・意思表示総論

##### 1 - 1 法律行為・意思表示の意義

法律行為とはどのような概念であるかを説明することができる。  
法律行為の種類（契約、単独行為、合同行為）について説明し、それぞれの種類の具体例を挙げることができる。  
意思表示とはどのような概念であるかを説明し、具体例を挙げることができる。  
準法律行為とはどのような概念であるかを説明し、具体例を挙げることができる。  
準法律行為と意思表示の違いを説明することができる。  
法律行為と意思表示の違いを説明することができる。  
単独行為について、法律行為と意思表示の関係を説明することができる。  
法律行為の有効要件について説明することができる。  
契約が成立するための要件について説明することができる（契約？）。  
一定の定型的な法律行為については当事者の意思表示を必要としないという考え方（事実的契約関係ないし社会類型的行為理論）とその問題点について説明することができる。  
要物契約・要式契約とはどのような概念であるかを説明し、それぞれの具体例を挙げることができる。  
約款とはどのような概念であるかを説明し、約款による契約の具体例を挙げることができる。  
約款に定められた契約条項が拘束力を持つ根拠を説明することができる。

約款による契約の規制のあり方に関する問題点を指摘することができる。

消費者契約法における消費者契約、消費者、事業者がどのような概念であるかを説明することができる。

消費者契約が一般の契約と異なった規制に服する根拠を説明することができる。

消費者契約法に規定されている契約の成立過程に関する規定の概要を説明することができる。

消費者契約法に規定されている契約条項の規制に関する規定の概要を説明することができる。

## 1 - 2 意思表示および法律行為の解釈

意思表示および法律行為の解釈に関する基本的な考え方を、具体例に即して説明することができる。

法律行為・意思表示の解釈に関する考え方が対立する理由と、その具体的な相違を説明することができる。

意思表示の解釈と錯誤の関係を具体例に即して説明することができる。

契約解釈と遺言解釈の違いについて説明することができる。

約款の解釈に関する問題点（作成者不利益の原則が妥当すべきか、制限的解釈を通じて行われる不当条項規制、書式の戦い等）を指摘することができる。

法律行為の解釈と法律の適用との関係について説明することができる。

強行法規・任意法規の意味について説明し、それぞれの具体例を挙げることができる。

慣習とは何か、慣習がどのような場合に効力を有するかを説明することができる。

法適用通則法3条の意味を説明することができる。

「慣習による表示の意味の確定」と「慣習による意思表示の補充」の違いについて説明することができる。

補充的契約解釈とはどのようなものかを説明し、任意法規の補充的適用との異同を具体例に即して説明することができる。

## 2 法律行為の有効性 - 公序良俗違反と強行規定違反

公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかを説明し、各類型について具体例を挙げることができる。

公序良俗違反の法律行為が無効とされることの理由（民法90条の趣旨）を説明することができる。

暴利行為とはどのような概念であるかを説明し、その具体例を挙げることができる。

動機の不法とはどのような概念であるかを説明し、その具体例を挙げてその行為の効力を説明することができる。

民法91条と民法90条の関係について説明することができる。

いわゆる行政的取締規定のうち、効力規定と単なる取締規定はそれぞれどのような概念であり、それに反する法律行為の効力が具体的にどのように相違するかを説明することができる。

公序良俗違反の法律行為の無効の意味について説明することができる。

公序良俗に反する法律行為に基づいてなされた給付の返還請求の根拠について説明することができる。

公序良俗に反する法律行為に基づいてなされた給付の返還請求が例外的に認められない場合の根拠と、その場合の法律効果を説明することができる。

脱法行為とはどのような概念であるかを説明し、その具体例を挙げて法的効果を説明することができる。

## 第2節 意思表示

### 1 心裡留保

心裡留保による意思表示とはどのような概念であり、どのような場合に問題となるかを、具体例を挙げて説明することができる。

心裡留保による意思表示が、欺罔の意図を伴う場合と伴わない場合の双方を含むことの問題点を指摘することができる。

心裡留保による意思表示の効力について、民93条本文及び但書きの規定の趣旨を説明することができる。

心裡留保による意思表示が当事者間において無効となる場合に、第三者保護を図るための考え方（民法94条2項類推適用）について説明することができる。

代理権濫用への類推適用（代理）

### 2 通謀虚偽表示

通謀虚偽表示とはどのような概念であるかを説明し、具体的な事例を挙げるることができる。

通謀虚偽表示があった場合の当事者間における法律効果とその根拠について説明することができる。

隠匿行為とは何か、その法的効果は何かについて説明することができる。

通謀虚偽表示の無効を第三者に対抗できないとされる理由は何かを説明することができる。

民法94条2項の「第三者」とはどのような者を指すかを説明し、具体例を挙げるることができる。

民法94条2項にいう第三者の「善意」の意義について、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。

民法94条2項の第三者の善意について、誰がどのような事実を証明する必要があるかを説明することができる。

民法94条2項の第三者として保護されるために、不動産の登記が必要かどうかをめぐる議論の対立について説明することができる。

民法94条1項と2項の関係についてのいわゆる順次取得説と法定承継取得説の違いと、その背後にある実体法理について説明することができる。

民法94条2項の類推適用理論に関する判例・学説の発展の概要を説明することができる。（物権変動）

### 3 錯誤

意思表示の「不合致」と「錯誤」の異同を説明することができる。

意思表示の解釈と錯誤の関係を、具体例に即して説明することができる。

意思表示の錯誤が無効となる要件（要素の錯誤に当たること）を説明し、その具体例を挙げるることができる。

表示上の錯誤（表示錯誤）の具体例を挙げるることができる。

表示内容の錯誤の具体例を挙げるることができる。

「動機の錯誤」とはどのような概念かを説明し、適切な具体例を挙げるることができる。

特定物ドグマと動機錯誤の関係について説明することができる。

動機の錯誤を表示の錯誤と区別して取り扱うかどうかについて、基本的な考え方の対立とその問題点を具体例に即して説明することができる。

相手方が表意者の錯誤を認識した場合の法律効果を説明することができる。

いわゆる共通錯誤の場合に当たる事例を挙げて、その法的処理について説明することができる。

民法95条本文とただし書との関係を、証明責任の分配という観点を考慮して説明することができる。

錯誤における無効とはどのような効果であり、無効を主張することができるのは誰かについて、具体例を挙げて説明することができる。

錯誤無効主張の期間制限について説明することができる。

電子商取引に関する特別規定について、条文に則して説明することができる。

錯誤無効の主張が認められる場合に、錯誤者が損害賠償責任を負うか、負うとすればその根拠は何かを説明することができる。

瑕疵担保と錯誤の関係について、対立する判例・学説の考え方を説明することができる。（  
売買）

#### 4 詐欺・強迫

詐欺を理由として意思表示を取り消すために必要な要件を説明することができる。

一定の事実を告知しないことが詐欺に当たるかどうかに関する考え方と問題点を具体例に即して説明することができる。

第三者による詐欺の場合に、意思表示を取り消すための要件がどうなるかを説明することができる。

民法96条3項の「第三者」がどのような者であり、取消し意思表示の時期がどのような意味を持つかについて、具体例を挙げて説明することができる。

民法96条3項にいう第三者の「善意」の意義について、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。

錯誤と詐欺が競合するのはどのような場合か、その場合の効果がどうなるかを具体例に即して説明することができる。

強迫を理由として意思表示を取り消すために必要な要件を説明することができる。

第三者による強迫の場合と第三者による詐欺の場合との相違とその根拠を説明することができる。

強迫による取消しと第三者の関係について、詐欺の場合との相違とその根拠を説明することができる。

詐欺・強迫による取消しと取消し後の第三者の関係について、説明することができる。（  
物

権変動 )

## 5 . 消費者契約法における誤認・困惑

消費者契約法の規定内容がどこまでコア・カリキュラムに含まれるかについては、なお検討が必要である。

消費者契約法が定める誤認に属する類型（不実告知、断定的判断の提供、故意の不告知）を条文に則して説明し、それぞれの具体例を挙げることができる。

不実告知を理由として意思表示を取り消すために備わっていない要件を、条文に則してあげることができる。

消費者契約法4条の「重要事項」の意味を条文に則して説明することができる。

断定的判断の提供を理由として意思表示を取り消すために備わっていない要件を、条文に則して説明することができる。

故意の不告知を理由として意思表示を取り消すために備わっていない要件を、条文に則して説明することができる。

消費者契約法が定める困惑に属する類型（不退去・監禁）を条文に則して説明し、その具体例を挙げることができる。

不退去を理由として意思表示を取り消すために備わっていない要件を、条文に則して挙げることができる。

監禁を理由として意思表示を取り消すために備わっていない要件を、条文に則して挙げることができる。

消費者契約法上認められている取消権と民法96条の取消権との関係を説明することができる。

消費者契約法4条と情報提供義務・説明義務違反を理由とする損害賠償との関係を説明することができる。

## 6 . 意思表示の効力発生時期

隔地者・対話者がそれぞれどのような概念であることを説明することができる。

意思表示の効力が発生する時点についての到達主義と発信主義の違いについて説明することができる。

到達主義における「到達」とはどのような概念であることを説明し、到達があるとされる具体例を挙げることができる。

民法が、発信主義を採っている具体例を挙げることができる。

電子的意思表示について特則がどのようなものであるか、その特則が置かれている根拠は何かを説明することができる。

意思表示発信後に表意者が死亡した場合、あるいは行為能力の制限が生じた場合に、意思表示の効力がどうなるかを、その理由を示して説明することができる。

公示による意思表示の制度（民法98条）が必要とされる理由を説明することができる。

公示による意思表示が認められるための要件をあげることができる。



意思表示の受領能力とはどのような概念であり、受領能力を問題とすることがなぜ必要かを説明することができる。

行為能力の制限と受領能力の関係について説明することができる。

### 第3節 代理

#### 1 代理制度総論

代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。

代理行為に際して、顕名が必要である理由を説明することができる。

代理行為の効果が、顕名がなされずに本人に帰属するのはどのような場合かを、根拠を挙げて説明することができる。

代理権がどのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。

代理人と使者の相違を説明することができる。

受動代理において、代理人と使者の相違を説明することができる。

代理と間接代理の相違を説明することができる。

代理に親しまない法律行為の例を挙げて、代理行為によることができない理由を説明することができる。

#### 2 代理権

代理権の範囲はどのようにして決まるかを説明することができる。

任意代理について、代理権はどのような法律行為に基づいて発生するかを説明することができる。

任意代理について、代理人が本人に対してどのような権利を有し、義務を負っているかを説明することができる。

法定代理について、代理権はどのような法律上の根拠に基づいて発生するかを説明することができる。

代理制度において、委任状がどのような意味を持ち、どのような役割を果たしているかを説明することができる。

復代理人を選任することができるのはどのような場合か、また代理人は復代理人の行為に対してどのような責任を負うかを、条文に則して説明することができる。

復代理人と本人との関係を説明することができる。

自己契約・双方代理とはどのような法律行為を指すか、また、その代理行為の効果がどうなるかを具体例に即して説明することができる。

自己契約と利益相反行為との異同を、具体例を示して説明することができる。

代理権がどのような原因に基づいて消滅するかを、具体例を挙げて説明することができる。

#### 3 代理行為

代理権濫用とはどのような場合を指すか、具体例を挙げて説明することができる。  
代理権濫用の効果について、判例・学説における考え方の対立と問題点を具体例に即して説明することができる。

代理権濫用と利益相反行為の関係について、具体例を挙げて説明することができる。

代理権濫用と自己契約との異同について、具体例を挙げて説明することができる。

代理人について行為能力が必要とされていない理由を説明することができる。

代理人が行った法律行為の効力を、代理人を基準として判断する理由は何かを説明することができる。

代理人が詐欺や強迫を行った場合の法律関係がどうなるかを、代理人が詐欺や強迫を受けた場合と対比して、説明することができる。

#### 4 無権代理

代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。

無権代理行為の相手方が、代理行為の効果を確定させるためにどのような権利を行使することができるかを説明することができる。

無権代理行為の相手方の取消権と本人の追認権との関係を説明することができる。

無権代理行為の相手方が、無権代理人に対してどのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを説明することができる。

無権代理人が負う責任の内容を、具体例を挙げて説明することができる。

無権代理行為が行われた後に、本人が死亡して無権代理人が本人の地位を単独相続した場合、無権代理人が死亡して本人が無権代理人の地位を単独相続した場合に、それぞれ法律関係がどうなるか具体例に即して説明することができる。

無権代理行為が行われた後に、無権代理人が死亡した場合、本人が死亡した場合に、それぞれ共同相続人がいるときに、代理行為の効果がどうなるかについて、基本的な考え方の対立を示して、具体例に即して問題点を説明することができる。

#### 5 表見代理

表見代理とはどのような制度であり、民法がどのような類型を定めているかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

民法109条の表見代理について、本人が責任を負う根拠が何かを説明することができる。

本人が代理人に白紙委任状を交付し、代理人または第三者がその白紙委任状を本人の意思に反して補充して、代理行為を行った場合の法律関係について説明することができる。

民法109条の表見代理について、相手方が善意・無過失であるかどうかについての証明責任がどうなっているかを、根拠を示して説明することができる。

民法110条の表見代理について、本人がどのような場合に、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。

民法110条にいう「正当な理由」とは何かを、具体例を挙げて説明することができる。

民法112条の表見代理について、本人がどのような場合に、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。

民法112条について、相手方が善意・無過失であるかどうかについての証明責任がどうなっているかを、根拠を示して説明することができる。

表見代理に関する規定が法定代理にも適用されるかどうかについて、基本的な考え方の対立とその問題点を説明することができる。

表見代理において、本人の帰責性がどのように考慮されるかを、具体例を挙げて説明することができる。

表見代理と無権代理がどのような関係にあるかを説明することができる。

## 第4節 無効及び取消し

### 1 無効および取消し総論

無効と取消しの基本的な考え方の違いを説明できる。

意思表示の無効・取消しと法律行為の無効・取消しの考え方の違いを説明することができる。

無効の場合の処理と取消し可能な場合の処理との間の違いを説明することができる。

無効・取消しの場合における原状回復の問題と不当利得制度の関係を説明することができる。

民法で意思表示・法律行為が無効とされる場合の具体例を挙げるることができる。

民法で意思表示・法律行為が取消し可能とされる場合の具体例を挙げるることができる。

第三者に対する無効主張が制限される場合の具体例を挙げるることができる。

取消しの効果を第三者に対抗できない場合の具体例を挙げるることができる。

意思表示・法律行為の内容の一部に無効原因がある法律行為が最終的に有効か無効かを判断する基準を説明することができる。

いわゆる二重効の問題を説明することができる。

- ・ 解除と取消しの違い      解除？
- ・ 撤回と取消しの違い      撤回？
- ・ 原始的不能      契約総則？

### 2 民法119条～126条

#### 2 - 1 法律行為の無効

無効行為の追認の具体例を挙げるることができる。

無効行為の追認と取消し可能な行為の追認との間の違いを説明することができる。

116条の類推適用の事例を挙げて、説明することができる（      116条？ ）。

無効行為の転換の意味を、その具体例を挙げて説明することができる。

#### 2 - 2 取消しと追認

取消しによる保護が与えられる行為の具体例（＝制限行為能力者の行為、瑕疵ある意思表示）を挙げることができる。

取消権者となる者（とりわけ行為者本人以外）の具体例を挙げることができる。

消費者契約法において取消し可能な意思表示の取消権者として挙げられているものを説明することができる。

取消しの基本的効果を説明することができる。

制限行為能力者の返還義務に関する特則を不当利得の返還義務に関する一般原則と対比しながら説明することができる。

取り消すことができる法律行為の性質（＝不確定的有効性）を説明できる。

取消しの方法（＝単独行為・相手方への一方的な意思表示）、取消権の性質（＝形成権）を説明することができる。

追認の意義・要件・効果を説明することができる。

追認の例を挙げることができる。

法定追認の意義（＝追認の擬制）・要件を説明することができる。

法定追認が認められるいくつかの具体例を挙げることができる。

126条が定める短期の期間と長期の期間の性質の違いを説明することができる。

それぞれの期間の起算点を挙げることができる。

消費者契約法における取消権の期間制限を説明することができる。

取消し後の原状回復請求権の期間制限がどのようになるのかについて説明することができる。

### 3 消費者契約法における無効および取消し

消費者契約法での不当条項規制がどのような考え方に立脚しているのかを説明することができる。

消費者契約法10条の意味を説明することができる。

消費者契約法10条と民法90条との関係を説明することができる。

消費者契約法で不当条項として無効とされる場合の効果を説明することができる。

消費者契約法8条で不当条項規制とされる場合を挙げることができる。

消費者契約法9条で不当条項規制とされる場合を挙げることができる。

消費者契約法10条で不当条項規制とされる場合を挙げることができる。

ある契約条項が不当条項とされたことが契約全体に与える影響を説明することができる。

### 第5節 条件及び期限

条件と期限の違いを、定義とともに説明することができる。

条件や期限が法律行為の「附款」であるということの意味を説明することができる。

法定条件について、適切な例とともに説明することができる。

条件にどのような種類のものがあるかを、適切な例とともに説明することができる。

条件に親しまない行為について適切な例を挙げることができる。

条件が成就した場合の効果を説明できる。

条件成就によって不利を受ける者が条件成就を故意に妨げた場合の効果を説明することができる。

条件成就によって利益を得る者が故意に条件を成就させた場合の効果を説明することができる。既成条件とその効果を、適切な例とともに説明することができる。

不法条件とその効果を、適切な例とともに説明することができる。

不能条件とその効果を、適切な例とともに説明することができる。

純粹随意条件とその効果を、適切な例とともに説明することができる。

条件の成否未定の間の条件成就の期待権について、適切な例とともに説明することができる。

期限にはどのような種類のものがあるかを、適切な具体例を挙げて説明することができる。

期限に親しまない行為について適切な例を挙げることができる。

期限の利益の意味を、その背後にある考え方を示して説明することができる。

期限の利益の放棄とその効果を、適切な具体例を挙げて説明することができる。

期限の利益の喪失事由を説明することができる。

期限の利益の喪失条項のついた債権の消滅時効の起算点について説明することができる。

## 第6章 期間の計算

初日不算入の原則とその例外について、適切な具体例を挙げて説明することができる。

## 第7章 時効

### 第1節 通則

#### 1 総論

時効とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

時効制度の存在理由に関する基本的な考え方を説明することができる。

時効の法的構成について、援用・放棄の制度、時効の存在理由との関連に留意しつつ説明することができる（ 援用・放棄の位置づけ）。

時効が法定証拠であるとする考え方の概要を説明することができる。

時効に関する特約の効力について、時効完成を困難にするものと時効完成を容易にするものに分けて、説明することができる。

#### 2 効力

時効の効力の発生時期についての規律とその理由を説明することができる。

#### 3 時効の援用

#### 4 時効の中断と停止

時効は、当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判をすることができないとされている理由を説明することができる。

時効の援用権者の範囲について、判例を踏まえつつ、具体例を挙げて説明することができる。

時効の援用の相対効の内容および趣旨を説明することができる。

時効の利益の放棄について、その趣旨と効果を、時効完成前の放棄が許されないとされている理由に留意しながら説明することができる。

債務者が時効完成後に債務を承認した場合に生じる法的問題について、債務承認の具体例を挙げながら説明することができる。

#### 4 時効の中断と停止

時効の中断がどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

時効の中断事由について、時効中断の実質的な根拠と関連づけて、その種類および意義を説明することができる。

債権の一部請求による時効中断の範囲について、判例の考え方を踏まえつつ、具体例に即して説明することができる。

催告の意義およびその時効中断の効力について、説明することができる。

時効中断の相対効の意義を、その例外を含めて、具体例を挙げて説明することができる。

時効の停止の意義について、説明することができる。

#### 第2節 取得時効

#### 第3節 消滅時効

取得時効の意義を、具体例を挙げて説明することができる。

取得時効の対象となりうる権利の種類について、説明することができる。

取得時効の要件を、占有者の主観的態様の違いに応じて説明することができる。

取得時効の要件について、他の民法の規定や判例により主張立証責任がどのように分配されているのかを説明することができる。

自主占有をどのように証明すべきかについて、説明することができる。

所有の意思および自己のためにする意思の意義について、その意思が認められる場合、認められない場合の具体例を挙げて説明することができる。

他主占有が自主占有に転換するのはどのような場合かについて、具体例を挙げて説明することができる。

他人の占有を承継した者が、どのような占有を主張することができるかを具体例に即して説明することができる。

自然中断とはどのようなものを説明することができる。

自己の物について時効取得することができるかどうかについて、説明することができる。

取得時効の完成に要する期間を、現在から遡って計算すべきであるとの考え方の趣旨について、説明することができる。

取得時効が、承継取得ではなく原始取得であると一般に考えられていることの意味を説明するこ

とができる。

取得時効と登記に関する判例・学説の概要を説明することができる（ 物権変動 ）。

### 第3節 消滅時効

消滅時効の意義を、除斥期間との違いに留意しつつ、具体例を挙げて説明することができる。  
除斥期間の主張が信義に反し、または権利濫用とされることの当否について、その問題点を説明することができる。

権利失効の原則について、説明することができる。

消滅時効の対象となりうる権利・なりえない権利の種類について、説明することができる。

抗弁権の永久性とはどのような考え方であるか、具体例を挙げて説明することができる。

消滅時効の要件の概要を説明することができる。

消滅時効の起算点である「権利を行使することができる時」とはどのような時点を意味するのかを、具体例を挙げて説明することができる。

不法行為による損害賠償債権や期限の利益喪失約款の付された債権の消滅時効の起算点がいつかについて、説明することができる。

形成権の権利行使期間の制限について、具体例を挙げて説明することができる。

商事債権の消滅時効や短期消滅時効制度の趣旨を、具体例を挙げて説明することができる。

判決で確定した権利について、消滅時効の期間の趣旨を説明することができる。

不法行為責任追及の期間制限について、説明することができる（ 不法行為 ）。

売主の担保責任追及の期間制限について、説明することができる（ 売買 ）。

抵当権の消滅時効に関する規律について、説明することができる（ 抵当権 ）。

第2編 物権  
第1章 総則  
第1節 物権の一般原則

物権編にどのようなルールが置かれているか、債権編と対比して、物権編の特徴はどのようなものであるかを説明することができる。

物権にはどのような種類があり、それぞれどのような内容の権利であるかを具体的に説明することができる。

物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。

物権法定主義とはどのような原則であるか、なぜそのような原則が認められるかを説明することができる。

物権法定主義の例外が認められる場合を上げて、その例外が認められる根拠を説明することができる。

物権の客体となるのはどのようなものかを具体的に説明することができる。

物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害に対してどのような救済手段を求めることができるかを具体的に説明することができる。

物権的請求権が相手方の行為を求める権利であるか、物権者の権利行使を忍容することを揉める権利であるかをめぐる議論を理解し、その問題点を説明することができる。

物権的請求権を行使する相手方が誰であるかについて、基本的な考え方を説明することができる。土地上に権原なくして存する建物の収去義務を負うのは誰であるかについて、問題点を説明することができる。

物権が「妨害」されているとはどのような場合を指すかを、具体的な事例に即して説明することができる（物権的請求権の衝突？）

第2節 物権変動

1 総説

物権の変動が生ずる法律上の原因を具体的に説明することができる。

公示の原則とはどのような原則であるか、また、物権について公示の原則が必要とされる理由は何かを説明することができる。

公信の原則とはどのような原則であるかを、公示の原則と対比して説明することができる。

2 不動産物権変動

2 - 1 意思主義と対抗要件主義

物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。

物権行為の独自性をめぐる議論について、対立する考え方を理解し、その問題点を説明することができる。

物権行為の有因・無因とは何を意味するか、物権行為の独自性をめぐる議論とどのように関連するかについて説明することができる。



物権変動が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点を説明することができる。

所有権の移転時期を確定することがどのような意味を持つかをめぐる議論の対立を理解し、その問題点を説明することができる。

民法177条の対抗要件主義とはどのような制度かを、物権変動の意思主義との関係を含めて、具体例に即して説明することができる。

所有権の二重譲渡が行われた場合に、第二譲受人が所有権を取得することができるのはなぜかをめぐる議論を理解し、その問題点を説明することができる。

民法177条が、どのような原因に基づく物権変動に適用されるかをめぐる議論の対立を理解し、その問題点を具体例に即して説明することができる。

解除や取消しの場合に、民法177条が適用されるかどうかをめぐる議論を、解除や取消しの法律効果と関連させて理解し、その問題点を説明することができる。

所有者の死亡を契機として物権の変動が生ずる場合において、どのような場面で民法177条の適用が認められるかをめぐる議論の対立を理解し、その問題点を説明することができる。

取得時効による物権の取得を第三者に対抗するために登記の具備が必要とする考え方とその問題点について、具体例に即して説明することができる。

物権の取得者は、どのような第三者に対する関係において、物権取得を対抗するために登記を備えていることが必要であるかをめぐる議論の対立を理解し、その問題点を具体例に即して説明することができる。

民法177条の第三者の主観的要件について、いわゆる背信的悪意者排除の法理がどのような考え方であるかを、背信的悪意者からの転得者が問題となる場合を含めて、具体例に即して説明することができる。

民法177条において、背信的悪意者排除の法理が適用されないのはどのような場合か、その適用が認められない根拠は何かを、具体例に即して説明することができる。

民法177条の第三者の主観的要件について、背信的悪意ではなく、単純悪意の場合でも第三者として保護されないとする考え方とその問題点について説明することができる。

不動産取引において、民法94条2項の適用・類推適用がどのような意味を持つかを、具体例に即して説明することができる。

民法94条2項の類推適用法理と公信の原則の関係を説明することができる。

## 2 - 2 不動産登記手続

物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがって登記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。

登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを具体例を挙げて説明することができる。

いわゆる中間省略登記によりなされた登記の効力について、判例・通説の考え方を説明することができる。

中間省略登記請求権が認められるか、認められるとすればその要件は何かをめぐる議論を理解し、その問題点を具体例に即して説明することができる。

登記申請手続きに瑕疵がある場合の登記の効力について、基本的な考え方を説明することができる。

仮登記とはどのような場合になされる登記であり、それがどのような効力を持つかを具体例を挙げて説明することができる。

明認方法による公示制度について、登記制度と対比しつつ、その特徴を具体例に即して説明することができる。

立木とその立木が生育する地盤所有権とがどのような関係にあるか、立木の独立性が認められるためにはどのような方法をとることができるかを、具体例に即して説明することができる。

### 3 動産物権変動

#### 4 物権の消滅

動産物権変動における対抗要件主義がどのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。

動産物権変動の対抗要件である「引渡し」がどのような意味を有するかについて、具体例を挙げて説明することができる。

動産物権変動における対抗要件主義と動産の善意取得制度との関係を説明することができる。

動産債権譲渡特例法による対抗要件制度がどのようなものであるかを、民法178条との関係を明らかにしつつ、説明することができる。

動産の善意取得が認められるための実体的要件を説明することができる。

動産の善意取得について、善意取得を主張する者がどのような要件を主張・立証する必要があるか、具体的な条文を明らかにして説明することができる。

盗品・遺失物について、動産の善意取得に関する原則がどのように修正されているか、その理由は何かを説明することができる。

盗品・遺失物について、原所有者からの返還請求が可能である場合に、原所有者と占有者の間でどのような法律関係が生じているかを、具体的な問題点を指摘して説明することができる。

盗品・遺失物について、民法193条と194条の関係を具体例に即して説明することができる。

#### 4 物権の消滅

物権が消滅する原因を具体例を挙げて説明することができる。

物権が混同によって消滅するという原則とその例外について、具体例を挙げて説明することができる。

## 第2章 占有権

占有とはどのような概念であるか、どのような場合にどのような占有が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

占有と所持の違いを、具体例を挙げて説明することができる。

占有がどのように承継されるか、承継によって占有の態様に変更が生じるかどうかについて、具

体例に即して説明することができる。

無権原の占有者が、本権者から占有物の返還を請求された場合に、本権者に対してどのような要件の下で、どのような権利を主張することができるかを、具体的事例に即して説明することができる。

善意の占有者に認めラル果实収取権と不当利得の一般原則との関係について、具体例に即して説明することができる。

占有が侵害された場合に、占有者はどのような救済を求めることができるかを、具体例に即して説明することができる。

占有者が本権者に対して占有の訴えを提起した場合、その訴えがどうなるかを説明することができる。

占有の訴えに対して、本権者が本権に基づく訴えを反訴で提起した場合に、占有の訴えがどうなるかを説明することができる。

準占有とはどのような概念であり、どのような場合に問題となるかを説明することができる。

### 第3章 所有権

#### 第1節 所有権の意義

所有権とはどのような権利か、また、どのような制限に服するかを具体例を挙げて説明することができる。

#### 第2節 相隣関係

袋地の所有者は、どのような場合にどのような要件の下で隣地通行権を有するかを具体例に即して説明することができる。

民法の規定する相隣関係に関する諸規定と建築基準法による規制との関係を説明することができる。

相隣関係について民法にどのような規定が置かれているか、いくつかの具体例を挙げるすることができる。

#### 第3節 所有権取得の原因

法律行為に基づかない所有権取得原因のうち、物権編においてどのような場合が規定されているかを説明することができる。

付合とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

不動産の付合について、民法242条本文とただし書の関係を具体例を挙げて説明することができる。

動産の付合について、どのような場合に付合が生ずるか、また付合物の所有権が誰に帰属するかを、具体例に即して説明することができる。

加工とはどのような概念であり、加工された動産の所有権が誰に帰属するかに関する民法のルールを、条文に則して具体例を挙げて説明することができる。

加工に関する物権法の規定と、請負契約に基づく加工との関係を、具体例に即して説明すること

ができる。

添付によって生ずる所有権取得の効果と民法248条の関係を、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第4節 共有関係

同一の目的物を複数の者が共同的に所有する場合の法律関係にどのようなものがあるか、具体例を挙げて説明することができる。

共有者は共有持分に基づいてどのような権利を行使することができるかを、具体例に即して説明することができる。

共有物の管理がどのような手続きに従って行われるかを、条文に則して説明することができる。

共有物の分割がどのような手続きに従って行われるかを、条文に則して説明することができる。

共有物をめぐる権利の存否について、共有者の間でどのような問題が生ずるか、また、第三者との関係でどのような問題が生ずるかを、現在の判例・学説の基本的な考え方を踏まえて説明することができる。

区分所有権とはどのような概念であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

建物の区分所有に関して、建物全体の維持・管理の基本的な仕組みを法律の規定に則して理解し、説明することができる。

入会権とはどのような性質を有する物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

入会団体の構成員が入会権の目的物に対してどのような権利を有するかを、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第4章 地上権

用益物権とはどのような概念であり、債権的な利用権とはどのように区別されるかを具体的な例を上げて説明することができる。

地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを具体例を挙げて説明することができる。

土地利用権のうち、地上権と土地賃借権の間でどのような相違があるかを具体例に即して説明することができる。

地代の支払義務と賃借権における賃料の支払義務との異同について、具体例を挙げて説明することができる。

区分地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを具体例を挙げて説明することができる。

地上権がどのような場合に消滅するか、消滅した場合にどのような効果が生ずるかを具体例を挙げて説明することができる。

#### 第5章 永小作権

永小作権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを具体例を挙げて説明することができる。

## 第6章 地役権

地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

地役権に基づく隣地利用権と相隣関係規定に基づく隣地利用権との関係を、具体例を挙げて説明することができる。

地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

地役権を第三者に対抗するためにはどのような要件を備えていることが必要か、民法177条の対抗要件に関する一般理論とはどのような関係に立つかを、具体例に即して説明することができる。

## 第7章 担保物権総論・留置権

### 第1節 担保物権総論

担保物権とはどのような性質の物権であり、どのような種類の担保物権があるかを具体例に即して説明することができる。

担保物権の重要性を、債権者平等原則と関連付けて説明することができる。

債権の回収を図るために、担保物権以外にどのような担保制度が存在するかを具体例を挙げて説明することができる。

物的担保と人的担保の意義とそれぞれの特徴を、具体例に即して説明することができる。

担保物権がどのような原因に基づいて成立するか、とくに当事者の合意を必要とするかどうかについて、具体例を挙げて説明することができる。

非典型担保とはどのような担保権を意味するか、その具体例を挙げて説明することができる。

担保物権に共通して認められる性質はどのようなものかを、具体的な担保物権の例に即して説明することができる。

担保物権の種類に応じて、相互にどのような相違があるかを、具体的な担保物権の例に即して説明することができる（占有を伴う担保かどうか、優先弁済効を有するかどうか等）。

### 第2節 留置権

留置権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例に即して説明することができる。

留置権の成立する要件を具体例に即して説明することができる。

判例・学説にしたがい、被担保債権と物との牽連関係が異論なく認められる場合を、具体例を挙げて説明することができる。

被担保債権と物との牽連関係が認められるかどうか争われている場合について、その具体例を挙げて、どのような問題点があるかを説明することができる。

留置権と同時履行の抗弁権の異同について、具体例を挙げて説明することができる。

留置権を第三者に対抗することができることに争いのない場合を、具体例を挙げて説明することができる。

占有が不法行為によって始まったといえるのはどのような場合かを、具体例を挙げて説明することができる。

留置権者は目的物に対してどのような権利を有するか、どのような行為をなすことができないかを具体例を挙げて説明することができる。

留置権が消滅するのはどのような場合かを、具体例に即して説明することができる。

## 第8章 先取特権

先取特権とはどのような性質の担保物権であるか、とくに、一般先取特権、特別先取特権は、それぞれどのような性質を持った担保物権であり、どのような種類の先取特権があるかを、具体例

に即して説明することができる。

先取特権を第三者に対抗することができるための要件を、条文に則して説明することができる。

一般先取特権相互の優劣を条文に則して説明することができる。

一般先取特権者は、どのようにして優先弁済権を行使することができるかを、条文に則して説明することができる。

一般先取特権と抵当権等の担保物権との優先関係を、具体例に即して説明することができる。

動産先取特権にはどのような種類があるかを、条文に則して具体的に説明することができる。

民法333条がどのような意義を有し、先取特権にどのような限界があるかを具体例に即して説明することができる。

不動産先取特権にはどのような種類があるかを、条文に則して具体的に説明することができる。

不動産先取特権の利用が一般的に行われにくい理由を具体例を挙げて説明することができる。

物上代位とはどのような制度か、また先取特権について物上代位が認められるのはどのような場合かを具体例に即して説明することができる。

先取特権者が物上代位権を行使するについて、民法304条ただし書が「払渡し又は引渡し」の前に差押えを必要としている理由は何かについて、判例・学説の基本的な考え方を具体例に即して説明することができる。

## 第9章 質権

質権とはどのような性質の担保物権であるかを、具体例に即して説明することができる。

質権設定者の代理占有が認められないとされている理由を説明することができる。

動産質権と不動産質権の相違を具体例に即して説明することができる。

質権が動産の担保化のために必ずしも有効な担保手段とはいえない場合があることを、具体例に即して説明することができる。

占有を奪われた質権者がどのような方法によってその占有を回復することができるかを説明することができる。

動産質権の優先弁済がどのような手続によって実現されるかを説明することができる。

転質とはどのような制度か、転質権と原質権とはどのような関係にあるかを条文に則して説明することができる。

権利質とはどのような制度かを、具体例を挙げて説明することができる。

債権質権の対抗要件の仕組みについて、具体例を挙げて説明することができる。

債権質権の実行手続について、条文に則して説明することができる。

## 第10章 抵当権

### 第1節 抵当権総論

抵当権とはどのような内容の担保物権であり、どのような性質を備えているものであるかを、具体例を挙げて説明することができる。

抵当権が担保物権としてどのような長所と短所を備えているかを、他の担保物権と対比して説明

することができる。

## 第2節 抵当権の設定と効力

抵当権はいかなる当事者の間で設定されるかを、具体例に即して説明することができる。

第三者が抵当権を設定する場合に、その第三者と債務者との間にどのような法律関係が生ずるかを、具体例に即して説明することができる。

抵当権が不動産以外を目的とする場合の具体例を挙げるることができる。

抵当権がどのような債権を被担保債権として設定されうるか、どの範囲まで債権が抵当権によって担保されるかについて、具体例を挙げて説明することができる。

抵当権の登記が対抗要件となるということの意味を、抵当権の即して具体的に説明することができる（追及効の否定、利用権との関係、抵当権の実行手続等）。

同一不動産に複数の抵当権が設定される場合の、抵当権者相互の関係を具体例を挙げて説明することができる。

すでに消滅した抵当権登記を利用した新たな抵当権設定の効力について、その問題点を具体例を挙げて説明することができる。

抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲について、付加一体物と従物、付合物の関係をめぐる議論とその問題点を理解し、具体例に即してその考え方を説明することができる。

抵当権の効力が果実に及ぶかどうかについて、根拠となる条文を示して、具体的事例を挙げて説明することができる。

地上建物に設定された抵当権の効力が土地利用権（賃借権、地上権）に及ぶかどうかについて、具体例に即して考え方を説明することができる。

抵当権の目的となっている不動産上の付加一体物がその不動産から分離され、動産となった場合に、抵当権の効力が当該動産に及ぶかどうかについて、議論の状況と問題点を具体例に即して説明することができる。

抵当目的不動産に対して、設定者や第三者が物理的に侵害を加えた場合に、抵当権者がそれに対してどのような権利を行使することができるかを、具体例に即して説明することができる（物理的侵害の排除、損害賠償請求）。

抵当目的不動産が、第三者の占有によって価値が下落する場合に、抵当権者がどのような要件の下で、どのような権利を行使することができるかを、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。

第三者の占有による抵当目的不動産の価値の下落について、平成15年の担保法改正前の問題状況を説明することができる。

抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合かについて、判例・学説における議論の概要とその問題点を、具体例に即して説明することができる。

賃料債権に対する物上代位が認められるか、認められるとすればその根拠は何かを、平成15年の担保法改正を踏まえ、具体例に即して説明することができる。

賃料債権に対する物上代位と担保不動産収益執行に基づく賃料の取立てとの関係を説明することができる。

抵当権に基づく物上代位権を行使するについて、民法304条1項ただし書の「払渡し又は引渡しの



前に」という意義を、先取特権における物上代位と対比して、具体例に即して説明することができる。

### 第3節 抵当権と利用権の調整

抵当権の設定された不動産について利用権が存在する場合に、抵当権と利用権の優先順位がどのように決まるかを、具体例に即して説明することができる。

抵当権の設定された不動産について抵当権に対抗できない利用権が存在する場合に、抵当権と利用権がどのような関係に立つかを、具体例に即して説明することができる（抵当権実行前の利用関係、抵当権者全員の同意による対抗、明渡猶予制度等）。

抵当権に対抗できない利用権と抵当権の関係について、平成15年の担保法改正前の状況の概要を説明することができる。

法定地上権とはどのような制度であり、どのような場合に法定地上権の成立を認める必要があるかを、具体例に即して説明することができる。

法定地上権が成立するための要件を、具体例に即して説明することができる。

土地に抵当権が設定された後に、その地上に建物が建築された場合（新築の場合、再築の場合）に、法定地上権が成立するかどうかについてどのような問題点があるかを、具体例に即して説明することができる。

法定地上権の成否をどの抵当権を基準として判断するかについて、判例・学説における議論の状況と問題点を説明することができる。

土地または地上建物が共有関係にある場合に、法定地上権が成立するかどうかを、具体例に即して説明することができる。

法定地上権の成立が認められる場合に、法定地上権の内容がどのように決まるかを説明することができる。

一括競売制度がどのような制度であり、どのような場合に認められるか、法定地上権とはどのような関係に立つかを、具体例に即して説明することができる。

### 第4節 抵当権者と抵当目的不動産の譲受人との関係

抵当目的不動産が第三者に譲渡された場合に、抵当権者が第三者に対して抵当権を行使することができるかどうかについて、具体例に即して説明することができる（抵当権の追及効）。

抵当目的不動産の第三取得者が、抵当権の実行によって抵当目的不動産の所有権を喪失した場合、その売主に対してどのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例に即して説明することができる。

抵当目的不動産の第三取得者がどのような方法によって抵当権を消滅させることができるかを、具体例に即して説明することができる（代価弁済、抵当権消滅請求）。

抵当目的不動産を取得しようとする第三者は、抵当目的不動産の所有者との間でどのような合意をする可能性があるか、具体例に即して説明することができる。

### 第5節 抵当権の処分・抵当権の消滅

転抵当とはどのような制度であり、転抵当権と原抵当権がどのような関係に立つかを、具体例に即して説明することができる。

抵当権者が他の債権者に対して抵当権を譲渡し、あるいは放棄しようとする場合に、どのような方法によって可能か、その効果がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

抵当権の順位の変更とはどのような制度であり、どのような方法によって行われ、その効果がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

抵当権が、抵当目的不動産の第三取得者との関係で消滅する場合以外に、どのような原因に基づいて消滅するかを、具体例に即して説明することができる。

## 第6節 抵当権の実行

抵当権はどのような要件の下で実行することができるか、また、抵当権の実行方法にはどのようなものがあるかを、具体例に即して説明することができる。

自ら抵当権を実行していない抵当権者が、その抵当権に基づいて優先弁済を受けることができる場合としてどのようなものがあるか、その優先弁済権はどのように確保されているかを、具体例に即して説明することができる。

担保不動産競売とはどのような手続か、その概要を説明することができる。

担保不動産収益執行とはどのような手続か、その概要を説明することができる。

## 第7節 共同抵当

共同抵当とはどのような制度であるかを、具体例に即して説明することができる。

共同抵当の目的不動産について、同時に抵当権が実行される場合の法律関係、および、複数の目的不動産の一部についてのみ抵当権が実行される場合の法律関係が、それぞれどうなるかを具体例に即して説明することができる。

共同抵当の目的不動産の一部または全部が物上保証人の所有に属する場合に、民法392条のルールが適用されるかどうかに関する問題点を、具体例に即して説明することができる。

## 第8節 根抵当

根抵当とはどのような制度であるかを、通常の抵当権と対比して、具体例に即して説明することができる。

根抵当権はどのような債権を被担保債権とすることができるかを、条文に則して具体的に説明することができる。

根抵当権設定後、元本確定前に生じた被担保債権に関する変更が根抵当権の効力にどのような影響を及ぼすかを、条文に則して説明することができる。

根抵当権における元本確定とはどのような意義を有し、それによってどのような効果が生ずるかを、具体例に即して説明することができる。

根抵当権における元本確定がどのような事由によって生ずるかを、条文に則して説明することができる。

できる。

## 第11章 非典型担保

### 第1節 仮登記担保

仮登記担保とはどのような制度であるかを、具体例に即して説明することができる。

仮登記担保について、私的実行手続はどのようにして行われるかを、具体例に即して説明することができる。

仮登記担保について、競売手続において優先弁済権が認められるのはどのような場合か、その手続はどのようにして行われるかを、具体例に即して説明することができる。

### 第2節 譲渡担保

譲渡担保とはどのような制度であるか、譲渡担保が認められるのはどのような場合かを、具体例に即して説明することができる。

譲渡担保の目的となりうるのはどのようなものか、またそれを譲渡担保の目的とする必要性は何かを、それぞれの目的に従って説明することができる。

譲渡担保権を第三者に対抗するためにはどのような要件を備えている必要があるかを、譲渡担保の目的にしたがって説明することができる。

譲渡担保が設定された場合に、当事者間において権利がどのように帰属するかについて基本的な考え方の対立を説明することができる。

権限のない第三者が譲渡担保の目的物の利用を妨害する場合に、誰がその妨害を排除することができるかを、譲渡担保の法的構成に関する考え方を踏まえて、説明することができる。

譲渡担保の設定後、被担保債権の履行期到来前に、設定当事者間においてどのような法律関係が生ずるかを、具体例に即して説明することができる。

譲渡担保の設定後、被担保債権の履行期到来前に、譲渡担保設定者または譲渡担保権者の債権者が、譲渡担保の目的物を差し押さえられるかどうか、差し押さえた場合に譲渡担保設定者または譲渡担保権者はそれぞれどのような法的主張が可能であるかを、具体例に即して説明することができる。

譲渡担保の設定後、被担保債権の履行期到来前に、譲渡担保設定者または譲渡担保権者が、譲渡担保の目的物を第三者に処分した場合の法律関係を、具体例に即して説明することができる。

譲渡担保の被担保債権の履行期が到来した後に、譲渡担保権者はどのような方法によって満足を受けることができるかを、具体例に即して説明することができる。

譲渡担保の設定当事者間において譲渡担保の実行方法について合意したことが、第三者との関係どのような意味を持つかを、判例・学説の状況を踏まえて説明することができる。

譲渡担保の被担保債権の履行期が到来した後に、譲渡担保権者がいつまで譲渡担保の目的を取り戻すことができるかについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。

いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような概念であるか、個別動産の譲渡担保のほかに、集合動

産譲渡担保を認める必要性があるかを、判例・学説の議論状況を踏まえ、具体例を挙げて説明することができる。

集合動産譲渡担保について、集合物を構成する個別の動産を処分する場合の法律関係を、具体例に即して説明することができる。

集合動産譲渡担保について、集合物を構成する個別の動産に対する差押えの効力について、どのような問題が生じるかを具体例に即して説明することができる。

集合債権譲渡担保とはどのような概念であるか、個別債権の譲渡担保のほかに、集合債権譲渡担保を認める必要性があるかを、判例・学説の議論状況を踏まえ、具体例を挙げて説明することができる。

集合債権譲渡担保予約とはどのような概念であるか、そのような合意はどのような効力を有するかを、具体例に即して説明することができる。

### 第3節 所有権留保

所有権留保売買とはどのような概念であり、どのような形で債権を担保する機能を果たすかを、具体例に即して説明することができる（第三者与信型の場合を含む）。

動産売買先取特権と対比して、所有権留保売買にはどのような長所があるかを、具体例に即して説明することができる。

不動産売買において、所有権留保の合意についてどのような問題があるかを説明することができる。

所有権留保売買において、買主が代金完済前に目的物の直接占有を取得する場合の法律関係を、具体的事例に即して説明することができる。

所有権留保買主が債務の完済前に目的物を第三者に処分した場合に、第三者が所有権を取得することができるかどうかについて、どのような問題点があるかを具体例に即して説明することができる。

所有権留保買主が債務不履行に陥った場合に、売主はどのような方法によってどのような権利を行使することができるかについて、どのような問題点があるかを具体例に即して説明することができる。

第3編 債権  
第1部 債権総則  
第1章 債権の目的  
第1節 特定物債権

特定物債権の意味を、具体例を挙げて説明することができる。

特定物債権における債務者の保存義務の程度を、具体例を挙げて説明することができる。

第2節 種類債権（不特定物債権）

種類債権の意味を、具体例を挙げて説明することができる。

不特定物（種類物）と代替物の異同を、具体例を挙げて説明することができる。

制限種類債権について具体例を挙げて、一般の種類債権と制限種類債権の違いがどこにあるのかを説明することができる。

種類債権の特定の要件について、持参債務・取立債務・送付債務の各場合につき、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

種類債権が特定された場合の効果について、説明することができる。

瑕疵のある種類物が引き渡された場合の特定の有無について、説明することができる。

種類債権における異種物給付の取り扱いについて、説明することができる。

第3節 金銭債権

さまざまなタイプの金銭債権について、それぞれ適切な具体例を挙げるることができる。

通貨を定義することができる。

通貨高権の意味について、説明することができる。

外国金銭債権に対する邦貨での履行および履行請求の可否について、理由とともに説明することができる。

第4節 利息債権

利息を定義することができる。

利息と遅延利息の違いを説明することができる。

法定利率と約定利率について、説明することができる。

重利の意義と、民法における重利の処理について、説明することができる。

利息制限法が設けられた理由を説明することができる。

暴利行為規制と利息制限法による規制との関係について、説明することができる。

利息制限法の適用対象となるのはどのような取引であるかを説明することができる。

利息制限法にいう上限利率を理解している。

制限超過利息を約した金銭消費貸借の効力について、説明することができる。

利息制限法にいうみなし利息について、具体例を挙げて説明することができる。

利息の天引きに関する利息制限法のルールについて、具体例を挙げて説明することができる。  
過払金の複数借入れへの弁済充当に関する判例の考え方を説明することができる。  
金銭消費貸借において、受領した元本の返還すら不要となる場合について、適切な具体例を挙げて説明することができる。  
貸金業法に定められている私法関連の規律の概要について、説明することができる。  
出資法の上限利率の意味について、説明することができる。

## 第5節 選択債権

選択債権の意味を、具体例を挙げて説明することができる。  
選択債権と種類債権の違いを、具体例を挙げて説明することができる。  
選択債権に関する民法の規律を条文に則して説明することができる。  
法律の規定中に給付内容の「選択」が定められている場合において、選択債権の規律を適用すべきかどうかについて、問題点を説明することができる。  
任意債権の意味を、具体例を挙げて説明することができる。

## 第2章 債権の効力

### 第1節 総論

原始的不能の給付を目的とする契約の効力に関するいくつかの考え方を、具体例に則して説明することができる。  
債権者には債権の効力としてどのような権能が認められるのかについて、その概要を説明することができる。

### 第2節 履行強制

履行強制の意義と限界を、この制度の必要性とともに説明することができる。  
履行強制の各種の方法（直接強制、間接強制、代替執行〔作為債務・不作為債務のそれぞれの場合、意思表示に代わる判決〕）について、それぞれの履行強制の方法に適合する債権の種類と対応させながら、その内容を説明することができる。  
履行強制が許されない債務について、具体例を挙げて説明することができる。  
「強制力を欠く債権」（自然債務）について、具体例を挙げてその特徴を説明することができる。  
「債務」と「責任」の関係について、説明することができる。

### 第3節 債務不履行

債務不履行のさまざまな形態について、具体例を挙げて説明することができる。  
履行遅滞となる時期についての民法の考え方を説明することができる。  
履行不能とは何かを、具体例を挙げて説明することができる。  
代償請求権について、具体例を挙げて説明することができる。

不完全履行と瑕疵担保責任の関係について、いくつかの代表的考え方の主要内容と問題点を説明することができる。

履行請求権と追完請求権の関係について説明することができる。

債務不履行を理由とする損害賠償請求権と不法行為を理由とする損害賠償請求権の競合問題の処理について、考え方を示すことができる。

契約締結上の過失      契約総論？

#### 第4節 損害賠償

損害賠償の帰責事由について、説明することができる。

債務不履行を理由とする損害賠償における過失責任の原則の当否について、説明することができる。

履行遅滞を理由として損害賠償請求をする場合に、債権者が主張すべき要件事実（請求原因）と債務者から抗弁として主張すべき事実を説明することができる。

履行不能を理由として損害賠償請求をする場合に、債権者が主張すべき要件事実（請求原因）と債務者から抗弁として主張すべき事実を説明することができる。

不完全履行を理由として損害賠償請求をする場合に、債権者が主張すべき要件事実（請求原因）と債務者から抗弁として主張すべき事実を説明することができる。

不完全履行における不履行（履行が不完全であること）要件と過失要件との関係について、説明することができる。

債務不履行を理由とする損害賠償請求権の消滅時効について、いくつかの基本的な考え方を説明することができる。

履行補助者を定義することができる。

履行補助者の行為について債務者が損害賠償責任を負う場合の法的構成について、具体例に則して説明することができる。

安全配慮義務に関する判例の考え方を説明することができる。

安全配慮義務違反を理由とする損害賠償と不法行為を理由とする損害賠償との異同を説明することができる。

債務不履行における損害を定義することかできる（差額説の意味とその問題点を説明することができる）。

損害事実説について説明することができる。

損害賠償の範囲を決定するために民法が採用している準則を、説明することができる（相当因果関係説の意味とその問題点を説明することができる）。

民法416条の1項と2項の関係を説明することができる。

民法416条で問題となる「予見」の当事者および「予見」の時期について、代表的考え方を示すことができる。

拡大損害の処理に関するいくつかの考え方を説明することができる。

制限賠償原則と完全賠償原則の意味を説明することができる。

保護範囲説について説明することができる。

損害賠償額算定の基準時をめぐる判例の考え方を、価格変動事例において代替取引が行われなか

った場合、代替取引が行われた場合に即して説明することができる。  
損害賠償額算定の基準時をめぐる学説の考え方を整理することができる。  
金銭債務の不履行を理由とする損害賠償に関する特則を説明することができる。  
利息超過損害の賠償可能性をめぐる各種の考え方を説明することができる。  
減免責条項が、民法の一般原則に従って効力が認められるかどうかを説明することができる。  
減免責条項が、消費者契約法のルールに従って効力が認められるかどうかを、説明することができる。  
債務不履行と過失相殺に関する民法のルールを、具体例を挙げて説明することができる。  
過失相殺における被害者の過失についての主張・立証責任をめぐる判例の考え方を説明することができる。  
債務不履行における過失相殺と不法行為における過失相殺の異同を説明することができる。  
損害賠償の予定と違約金の異同について、説明することができる。  
損害賠償の予定に関する民法のルールについて、説明することができる。  
予定賠償額が過大であると評価されたときの効果について、説明することができる。  
債権者が予定賠償額を請求する場合の要件事実（請求原因）を示すことができる。  
違約金に関する民法のルールについて、説明することができる。  
賠償額の予定に関する利息制限法のルール（営業的金銭消費貸借を除く。）について、説明することができる。  
賠償額の予定に関する消費者契約法のルールについて、説明することができる。  
賠償者代位の制度について、具体例を挙げて説明することができる。

## 第5節 受領遅滞

受領遅滞の法的性質を、債権者の受領義務との関連で説明することができる。  
受領遅滞の要件と効果を、受領遅滞の法的性質と関連づけて説明することができる。  
受領遅滞の制度と弁済提供の制度との関係を説明することができる。  
受領遅滞の制度と危険負担制度との関係を説明することができる。

## 第6節 責任財産の保全（債権者代位権・詐害行為取消権）

### 1 責任財産保全制度全般

責任財産とは何かを、債権がもつ権能との関係で定義することができる。  
債権者平等の原則を説明することができる。  
責任財産保全制度としての債権者代位権・詐害行為取消権の意味を説明することができる。  
責任財産保全制度と民事執行手続との関係について説明することができる。  
責任財産保全制度と民事保全法上の仮差押・仮処分の制度を比較して、前者の特徴を挙げることができる。  
債権者代位権・詐害行為取消権と債務者の無資力要件との関係（債務者が無資力であることが必要理由）について、財産権絶対の原則との関係で説明することができる。



## 2 債権者代位権

債権者代位権にはどのような機能があるのかについて、説明することができる。

債権者代位権の要件を挙げることができる。

債権者代位権の要件のそれぞれにつき、主張立証責任がどのように分配されるのかについて、説明することができる。

被保全債権として適するもの、適しないものについて、適切な例とともに示すことができる。

被保全債権の履行期が到来していなくても債権者代位権を行使することができる場合として民法が定めている場面を、適切な例とともに示すことができる。

債権者代位訴訟と裁判上の代位との異同について、説明することができる。

代位行使することができる権利として適するものと、適しないものについて、適切な例とともに複数挙げ、その理由とともに示すことができる。

身分行為を債権者代位権の対象とすることができるかにつき、代表的な場面を挙げるとともに、判例の考え方を示すことができる。

債権者代位権が行使される場合に、被保全債権額が上限となることの意味について説明することができる。

債権者代位権が行使された場合に、代位行使される権利についての債務者の権限（取立権限・弁済受領権限など）がどのようになるのかについて、説明することができる。

債権者代位権が行使された場合に、行使された権利の消滅時効が中断するかどうかについて、説明することができる。

債権者代位権が行使された場合に、代位債権者が代位行使した権利につき直接の取立権や受領権を有するかどうかについて、説明することができる。

債権者代位権における事実上の優先弁済のしくみについて、適切な例とともに説明することができる（さらに、事実上の優先弁済が問題とならない場合についての適切な例を示すことができる）。

債権者代位訴訟において、代位債権者の勝訴判決及び敗訴判決が債務者に対してどのような影響を及ぼすのかについて、説明することができる。

債権者代位訴訟が競合するか否かについて、説明することができる。

債権者代位権の転用（目的外利用）が問題となる場面を複数挙げることができる（少なくとも、登記請求権保全目的での転用の場面と、不動産賃借人による所有者の妨害排除請求権の代位行使の場面）。

債権者代位権の転用（目的外利用）が問題となる際に、債務者の無資力が要求されないことの意味を示すことができる。

債権者代位権の補充性について、その理由を説明することができる。

抵当権に基づく妨害排除請求と、民法423条の法意による抵当権設定者の妨害排除請求権の代位行使との間の理論上の相違点及び適用場面の異同について、説明することができる。

## 3 詐害行為取消権

詐害行為取消権にはどのような機能があるのかについて、説明することができる。

詐害行為取消権の転用（目的外利用）が認められない理由を示すことができる。

詐害行為取消権の法的性質についての代表的考え方を複数挙げ、それぞれについて説明することができる。

詐害行為取消権と否認権の関係について、説明することができる。

詐害行為取消権の要件を挙げることができる。

詐害行為取消権の要件のそれぞれにつき、主張立証責任がどのように分配されるのかについて説明することができる。

詐害行為前に被保全債権が成立していなければならないことの原因を説明することができる。

被保全債権の履行期が到来している必要があるかどうかについて、理由とともに説明することができる。

被保全債権として適するもの、適しないものについて、適切な例とともに示すことができる。

特定物の引渡しを目的とする債権を被保全債権とすることができるかどうかについて、このことが問題となる典型的な場面（不動産二重譲渡事例）を示しつつ、説明することができる。

特別担保（たとえば、抵当権）で担保された債権を保全するために詐害行為取消権が行使される場合に考慮すべき点を示すことができる。

対抗要件具備行為を取り消すことができるかどうかについて、不動産譲渡の場合と債権譲渡の場合を例にとり、理由とともに説明することができる。

弁済、代物弁済、相当価格での不動産の売却、担保設定行為など、詐害行為となるかどうかの問題となる代表的な場面について、判例及び学説の考え方を示すことができる。

身分行為を詐害行為取消権の対象とすることができるかにつき、代表的な場面を挙げるとともに、判例の考え方を示すことができる。

債務者の詐害意思とは何かを説明することができる。

受益者・転得者の悪意の意味を説明することができる。

詐害行為取消権が行使される場合に、被保全債権額が上限となるかどうかについて、原則と例外を説明することができる。

詐害行為取消権が行使された場合における取消しの効果（とりわけ、取消しの相対効）について、適切な例を挙げつつ、説明することができる。

詐害行為について、受益者が悪意で転得者が善意の場合と、受益者が善意で転得者が悪意の場合のそれぞれについて、詐害行為が特定物の贈与であった場面を例にとり、詐害行為取消権が行使された結果を説明することができる。

詐害行為取消権が行使された場合に、行使された権利の消滅時効が中断するかどうかについて、説明することができる。

詐害行為取消権が行使された場合に、取消債権者が直接の取立権や受領権を有するかどうかについて、説明することができる。

詐害行為取消権における事実上の優先弁済のしくみについて、適切な例とともに説明することができる（さらに、事実上の優先弁済が問題とならない場合についての適切な例を示すことができる）。

詐害行為取消権が行使された場合に、原物返還が原則とされることの原因を説明することができる。

詐害行為取消権が行使された場合において、原物返還の原則に対する例外として価額賠償が認められる場面につき、適切な例を挙げて、理由とともに説明することができる。

詐害行為の一部取消しが問題となる場面について、適切な例とともに説明することができる。

受益者が債務者の一般債権者である場合を例にとり、受益者が取消債権者に対し平等弁済（利益分配）や按分の主張（按分の抗弁）をすることができるかどうかについて、説明することができる。

詐害行為取消訴訟における被告となる者はだれか（債務者は被告となりうるか）について、説明することができる。

詐害行為取消訴訟において、被保全債権について給付判決を得ておく必要があるかどうかについて、説明することができる。

詐害行為取消訴訟における判決の効力が債務者に及ぶかどうかについて、説明することができる。詐害行為取消権の消滅時効及び除斥期間について、説明することができる。

### 第3章 多数当事者の債権関係

#### 第1節 総論

#### 第2節 分割債権・分割債務

債権者が複数の場合、債務者が複数の場合について、それぞれ民法が定めているルールの概要を説明することができる。

債権・債務の総有的帰属、合有的帰属および共有的帰属について、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第2節 分割債権・分割債務

#### 第3節 不可分債権・不可分債務

分割債権・分割債務に関するルールについて、具体例を挙げて説明することができる。

分割債権・分割債務が多数当事者の債権・債務に関するルールの原則であることの趣旨について説明することができる。

可分の債権・債務が共同相続された場合に、各共同相続人がどのような権利を取得し、また債務を負担することになるかを説明することができる。

#### 第3節 不可分債権・不可分債務

#### 第4節 連帯債務

不可分債権・不可分債務に関するルールについて、具体例を挙げて説明することができる。

不可分債務と連帯債務の違いについて説明することができる。

#### 第4節 連帯債務

連帯債務がどのような場合に成立するかについて、商法511条が適用される場合を含め、具体例を挙げて説明することができる。

連帯債務における債務の個数をめぐる議論について、連帯債務者の1人に対する債権の譲渡や連帯債務者の1人について無効・取消原因がある場合等の例を挙げて説明することができる。

連帯債務の性質に関する主観的共同関係説と相互保証説の考え方について、説明することができる。

債権者と連帯債務者との間の請求・弁済等をめぐる法律関係（いわゆる対外的効力）について具体例に即して説明することができる。

連帯債務者の1人について生じた事由については、相対的効力が原則であること、また、例外として絶対的効力を生じさせる事由には、当該債務者の負担部分とは無関係な絶対的効力事由と負担部分を限度とする絶対的効力事由があることを、債務の消滅原因（弁済、代物弁済、更改、相殺、免除、混同、消滅時効等）を踏まえつつ説明することができる。

連帯債務者の1人が債権者に対して相殺権を有する場合に、これが他の連帯債務者にどのような影響を及ぼすかを具体例を挙げて説明することができる。

債権者から連帯債務者の1人に対して行われる免除の意思表示の効力について、さまざまな解釈の可能性のあることを、具体例を挙げて説明することができる。

債権者から連帯債務者の1人に対して行われる一部免除の効果について、説明することができる。連帯債務者間における求償権発生要件と効果を説明することができる。

求償権が発生する要件として、連帯債務者の1人がその負担部分を超えて共同の免責を得る必要があるかどうかについて説明することができる。

連帯債務者の1人が弁済等を行うについて、事前・事後の通知を怠ったことによる求償権の制限について説明することができる。

連帯債務者中に無資力者がいる場合の求償関係について説明することができる。

連帯の免除について説明することができる。

いわゆる不真正連帯債務（または全部義務）について説明することができる。

不真正債務概念を用いるべきではないという考え方について、その趣旨を説明することができる。

連帯債務と連帯保証の違いについて説明することができる。

連帯債権について、具体例を挙げて説明することができる。

## 第5節 保証債務

保証とは何かを説明することができる。

物的担保制度と比較して、保証の担保としての特色を説明することができる。

保証債務の付従性・随伴性について、具体例を挙げて説明することができる。

保証債務の補充性について、具体例を挙げて説明することができる。

保証契約の性質（無償制、要式性、主債務を発生させる契約との関係）について説明することができる。

保証契約の当事者となるのは誰かについて説明することができる。

取り消すことができる債務を保証した場合の保証債務の成否について説明することができる。

不代替的給付を保証することができるかについて説明することができる。

保証人となりうる資格について説明することができる。

主たる債務と保証債務の範囲の関係について、主債務の利息・違約金・損害賠償や、主債務の発生原因たる契約の解除・無効の場合の清算関係の具体的事例に即して説明することができる。

保証人が債権者に対して主張しうる抗弁について説明することができる。

主たる債務者または保証人に生じた事由がそれぞれ他方に及ぼす影響について説明することができる。

保証人の求償権の要件・効果について、保証人が主たる債務者から委託を受けた場合と受けていない場合を特別して、説明することができる。

保証人の事前求償権について説明することができる。

物上保証人に事前求償権が認められるかどうかに関する見解の対立を説明することができる。

単純保証と連帯保証の違いを説明することができる。

共同保証のさまざまな態様について説明することができる。

共同保証における分別の利益について説明することができる。

根保証のさまざまな態様について説明することができる。

貸金等根保証契約の特則について、条文に則して説明することができる。

(根)保証人の責任が過大になりがちな理由とその責任を否定または制限するさまざまな方法について説明することができる。

(根)保証債務の相続性について説明することができる。

## 第4章 債権の移転

### 第1節 債権譲渡

指名債権の譲渡性およびその例外について説明することができる。

指名債権の譲渡禁止特約の効力について説明することができる。

将来発生する債権の譲渡可能性およびその限界について説明することができる。

指名債権の譲渡の(成立)要件について説明することができる。

指名債権譲渡の対抗要件の構造・仕組みについて説明することができる。

民法467条1項の通知の意義(誰が行うか、通知の相手方や内容・時期等)について説明することができる。

民法467条1項の承諾の意義について説明することができる。

民法467条1項の通知または承諾の効力について説明することができる。

民法467条1項の通知のみがあった場合に、債務者が債権譲受人に対して対抗することができる抗弁について説明することができる。

債務者が、債権譲渡人に対する債権を自働債権とし、譲渡債権を受働債権とする相殺をもって債権譲受人に対抗することができるのはどのような場合であるかを、具体例に即して説明することができる。

異議をとどめない承諾が、どのような要件の下でどのような効果を生じさせるかを、譲受人の主観的態様や遮断される抗弁の範囲に留意しつつ、具体例を挙げて説明することができる。

異議をとどめない承諾の制度趣旨を説明することができる。

債務者が、異議をとどめない承諾をすることによって抵当権付き譲渡債権の不成立または消滅の

抗弁を債権譲受人に対抗することができない場合に、債権譲受人が抵当権を取得するかどうかに  
ついて問題状況を説明することができる。

民法467条2項の「確定日付のある証書」によってする通知または承諾の意義を説明することが  
できる。

確定付けのある証書とは何かについて、具体例を挙げて説明することができる。

民法467条2項の「債務者以外の第三者」の意義を説明することができる。

確定日付のある通知または承諾によって対抗要件を具備した債権譲渡が競合した場合（対抗要件  
が順次具備された場合、同時に具備された場合、具備の先後が不明の場合）の譲渡の優劣につい  
て、具体例に即して説明することができる。

将来債権の譲渡について対抗要件が具備された場合に、第三者に対していつの時点から譲渡を対  
抗することができることになるかについて説明することができる。

動産債権譲渡特例法による指名債権譲渡の対抗要件制度の構造と趣旨を、民法の対抗要件制度と  
対比して説明することができる。

動産債権譲渡特例法による指名債権譲渡の対抗要件制度の適用範囲を説明することができる。

証券的債権の意義を説明することができる。

## 第2節 債務引受

債務引受の意義および類型を説明することができる。

債務引受と履行引受の違いを説明することができる。

債務引受の要件（とくに、誰と誰との合意によって行うことができるか）および効果について、  
免責的債務引受と併存的債務引受の相違に留意しつつ、説明することができる。

## 第3節 契約上の地位の移転

契約上の地位の移転の意義を、債権譲渡や債務引受との関係に留意しつつ、説明することができ  
る。

合意による契約上の地位の譲渡の要件および効果について説明することができる。

対抗力のある賃借権の目的たる不動産の譲渡に伴う賃貸人の地位の移転について説明することが  
できる。

## 第5章 債権の消滅

### 第1節 債権の消滅総論

債権が弁済以外に、どのような原因に基づいて消滅するかを説明することができる。

債権が債権者が満足を得ないままに消滅する場合の具体例を挙げることができる。

債権（債務）が履行不能となる場合に、債権がどうなるかについて具体例を挙げて説明するこ  
とができる。

いわゆる目的到達・目的不到達によって債権が消滅するかどうかについて、議論状況と問題点を  
説明することができる。

## 第2節 弁済

### 1 弁済総説

弁済とはどのような性質を備えた法的行為であるかをめぐる議論とその問題点について説明することができる。

弁済をするについて債務者その他の弁済者の意思がどのような意味を持つかをめぐる議論とその問題点について説明することができる。

### 2 弁済の当事者

債務の弁済をなすことができるのは誰か、とくに第三者が弁済をすることができるのはどのような場合か、できないのはどのような場合かについて、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

民法474条の「第三者」がどのような第三者を意味するかを、具体例を挙げて説明することができる。

債務者に代わって弁済をした第三者と債務者との間にどのような法律関係が発生するかを、具体例に即して説明することができる（求償権の発生の有無と発生の根拠・範囲）。

弁済者が他人の物をもって弁済した場合に、その物をどのようにして取り戻すことができるかについて、具体例に即して説明することができる。

弁済をするについて行為能力の制限を受けた者が弁済をした場合の法律関係について、その問題点を具体例に即して説明することができる。

弁済を禁止された者が行った弁済の効力がどうなるかについて、具体例に即して説明することができる。

弁済を受領することができるのは誰かを、具体例に即して説明することができる。

債権者が弁済を受領することができないのはどのような場合かを、具体例を挙げて説明することができる。

受領権限を有しない者に対して行った弁済がどのような効果を生ずるかについて、具体例に即して説明することができる。

受領権限を有しない者に対して行った弁済が、例外的に有効な弁済となるのはどのような場合か、また、その場合に事後の法律関係がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

弁済を受領する代理権があると信じて弁済をした者の保護について、表見代理規定と民法478条の関係を説明することができる。

機械式の預貯金払戻に関する預貯金者保護法と民法478条の関係を、条文に則して説明することができる。

民法478条が、債務の弁済以外の場合にも類推適用が認められるかどうかについて、議論の対立と問題点を具体例に即して説明することができる。

銀行が債務者として行う弁済につき、銀行取引約款に定められる免責規定と民法478条との関係を、判例・学説の考え方に即して説明することができる。

受取証書を持参した者に対する弁済の保護と民法478条との関係について、具体例に即して説明す

ることができる。

弁済者が弁済の事実を証明するために、債権者に対してどのような権利を行使することができるか（受取証書交付請求権、債権証書返還請求権）を具体例を挙げて説明することができる。

弁済をなすべき場所がどこかについて、具体例を挙げて説明することができる。

弁済のために要する費用の負担者が誰かについて、具体例を挙げて説明することができる。

### 3 弁済の充当

弁済の充当が問題となるのはどのような場合か、その具体例を挙げて説明することができる。

弁済の充当がどのような順序で行われるかを、条文に則して説明することができる。

ために要する費用の負担者が誰かについて、具体例を挙げて説明することができる。

### 4 弁済の提供と供託

弁済の提供とはどのような制度か、また具体的にどのような行為があれば弁済の提供があったといえるかを、具体例を挙げて説明することができる（現実の提供、口頭の提供、持参債務、取立債務等）。

口頭の提供も必要ではない場合があるとする考え方の根拠とその問題点を説明することができる。弁済の提供があればどのような効果が生ずるかについて、基本的な考え方の対立とその問題点を説明することができる。

弁済の提供と受領遅滞との関係について、議論の対立状況と問題点を説明することができる。

双務契約において、契約の一方当事者が弁済の提供をした場合の効果具体例に即して説明することができる。

債務者が供託をなしうるのはどのような場合であるかを具体例を挙げて説明することができる。

供託によってどのような効果が生ずるかを具体例に即して説明することができる。

目的物が供託に適さないものである場合に、債務者はどのような権利を行使することができるかを条文に則して説明することができる。

### 5 弁済による代位

弁済による代位が生じるのはどのような場合であるかを、具体例を挙げて説明することができる。弁済による代位を生ずべき弁済（代位弁済）と第三者弁済との異同を具体例を挙げて説明することができる。

代位弁済によって弁済者が債務者に対して有する求償権と債権者が有していた原債権との関係を、具体例に即して説明することができる。

任意代位によって代位することができる要件を具体例に即して説明することができる。

法定代位によって代位することができる要件を具体例に即して説明することができる。

法定代位をなしうる者が複数存在する場合に、その相互関係がどうなるかを、民法501条に則して、具体的に説明することができる。

法定代位者のうち、保証人と物上保証人の資格を併有する者がいる場合の法律関係がどうなるか



について、その基本的な考え方と問題点を具体例に即して説明することができる。  
民法501条各号に定めるルールと異なる特約をした場合の効果とその問題点について、具体例に即して説明することができる。  
一部弁済の場合に原債権者と代位債権者とがどのような関係に立つかについて、その問題点を具体例に即して説明することができる。  
債権者が担保保存義務に違反した場合に、それが法定代位にどのような影響を及ぼすかについて、条文に則して説明することができる。

### 第3節 代物弁済

代物弁済とはどのような制度かを、具体例を挙げて説明することができる。  
代物弁済によって債権の消滅の効果が生ずるためには、どのような要件が備わっていることが必要かを、具体例に即して説明することができる。

### 第4節 相殺

相殺とはどのような制度かを、具体例を挙げて説明することができる。  
相殺の簡易決済機能と担保的機能とはどのような内容を指すかを、具体例を挙げて説明することができる。  
相殺をするためにはどのような要件が備わっている必要があるかを、具体例に即して説明することができる。  
民法の規定する相殺（法定相殺）と当事者の合意による相殺ないし相殺予約との相違を具体例に即して説明することができる。  
同種の債権が相対立し、それぞれ履行期が到来している場合に、相殺ができないのはどのような場合かを具体例を挙げて説明することができる。  
相殺に遡及効が認められる根拠を説明することができる。  
支払の差止めを受けた第三債務者が、自己の債権者に対して有する債権を自働債権として相殺をすることができるか、できるとすればその要件は何かについて、判例・学説の考え方と問題点を、具体例に即して説明することができる。  
支払の差止めを受けた第三債務者が、自己の債権者との合意に基づく相殺の効果を差押債権者に対して対抗することができるかについて、判例・学説の考え方と問題点を、具体例に即して説明することができる。  
債権譲渡が行われた場合に、債務者が原債権者に対して有していた債権を自働債権とする相殺を主張して、新債権者の履行請求を免れることができるか、できるとすればその要件は何かについて、判例・学説の考え方と問題点を、具体例に即して説明することができる（ 債権譲渡 ）。

### 第5節 更改

更改とはどのような制度であるか、具体例を挙げて説明することができる。  
更改によって消滅すべき旧債務が存在していなかった場合に、新債務がどうなるかを具体例に即

して説明することができる。

更改によって発生すべき新債務が発生しなかった場合に、旧債務がどうなるかを具体例に即して説明することができる。

旧債務のために存在した担保が、更改契約によって生ずる新債務のために存続するかどうかについて、具体例に即して問題点を説明することができる。

更改契約に基づいて発生した債務の履行がなされない場合に、新債務の債権者はどのような権利を行使することができるかに関する議論の問題点を、具体例に即して説明することができる。

## 第6節 債務免除

債務免除の効果はどのような要件が備わっている必要があるかを説明することができる。

債務免除が債務者の意思に反する利益の押しつけになるかどうかについて、他の類似する制度と関連して問題点を指摘することができる。

## 第7節 混同

混同による債務の消滅が生ずるのはどのような場合か、またその例外はどのような場合に認められるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

## 第2部 債権各則(1) - 契約

### 第1章 契約

#### 第1節 契約総則

##### 1 契約総論

契約とは何かを定義することができる。

有償契約と無償契約の意味を、適切な例とともに説明することができる。

双務契約と片務契約の意味を、適切な例とともに説明することができる。

契約自由の原則（締結の自由、方式の自由、内容の自由、相手方選択の自由）について説明することができる。

契約の拘束力について説明することができる。

事情変更の原則について、要件と効果を説明することができる。

事情変更の原則と契約の拘束力の関係について、私的自治の原則と結びつけて説明することができる。

典型契約と非典型契約の意味を、適切な例とともに説明することができる。

どのような契約が典型契約とされるのかについて、説明することができる。

非典型契約に対して典型契約の規律がどのように適用されるのかについて、説明することができる。

混合契約について、適切な例とともに説明することができる。

契約交渉段階での交渉当事者の義務が問題となる場面（いわゆる契約締結上の過失）の例をあげ、その処理について説明することができる。

契約締結段階で情報提供義務が一方の当事者に課される場面の例をあげ、このような義務を課すことが自己決定・自己責任の原則と矛盾しないかどうかについて説明することができる。

原始的不能の給付を目的とする契約の例をあげて、その処理について説明することができる。

契約の余後効について説明することができる。

##### 2 契約の成立

###### 2 - 1 申込みと承諾による契約の成立

契約では諾成契約が原則であること（諾成主義）の理由を説明することができる。

諾成主義の例外となる場合（要式契約・要物契約）を、適切な例とともに説明することができる。

契約が申込みと承諾の意思表示から成っていることを説明することができる。

申込みと申し込みの誘引の違いについて、適切な例とともに説明することができる。

隔地者間での契約と対話者間での契約を定義することができる。

契約の成立時期における発信主義と到達主義の違いと、民法その他の特別法（電子消費者契約・電子通知法）上での両者の扱いについて、説明することができる。

隔地者間での契約において、承諾期間の定めのある申込みがされた場合の、契約の成立時期について説明することができる。

隔地者間での契約において、承諾期間の定めのある申込みがされた場合に、申込みの撤回可能性について説明することができる。

隔地者間での契約において、承諾期間の定めのある申込みがされた場合に、承諾通知が延着したときの処理について説明することができる。

隔地者間での契約において、承諾期間の定めのない申込みがされた場合の、契約の成立時期について説明することができる。

隔地者間での契約において、承諾期間の定めのない申込みがされた場合に、申込みの撤回可能性について説明することができる。

隔地者間での契約において、承諾期間の定めのある申込みがされた場合に、申込みの撤回通知が延着したときの処理について説明することができる。

意思実現における契約の成立について、適切な例とともに説明することができる。

変更を加えた承諾の意思表示がされた場合の処理について、説明することができる。

交叉申込みがされた場合の処理について、説明することができる。

対話者間での契約における契約の成立時期について説明することができる。

申込み発信後に申込者が死亡したり、行為能力の制限を受けることになった場合についての民法の考え方を説明することができる。

## 2 - 2 約款による契約

### 民法総則の法律行為

## 3 契約の効力

### 3 - 1 同時履行の抗弁権等

双務契約において同時履行関係が原則となることの理由（履行上の牽連関係）を説明することができる。

同時履行の抗弁権が認められる場面を、適切な例をあげて示すことができる。

履行請求と同時履行の抗弁権との関係を説明することができる。

履行請求に対し同時履行の抗弁が認められたときにどのような判決が出るのかについて、説明することができる。

履行遅滞を理由とする損害賠償請求・解除と同時履行の抗弁権の関係について、説明することができる。

同時履行の抗弁権に関する存在効果説と行使効果説のそれぞれについて、それぞれの見解の論拠とともに説明することができる。

同時履行の抗弁権を定めた民法533条の規定が準用されている代表的な場面を、いくつか挙げるることができる。

条文にはないものの、同時履行の抗弁権に関する準則が妥当している代表的な場面を、いくつか挙げるることができる。

不安の抗弁権を定義することができる。

不安の抗弁権が認められる場面を、適切な例をあげて示すことができる。

不安の抗弁権の効果を説明することができる。

### 3 - 2 危険負担

双務契約で危険負担制度が問題となる場面を、適切な例を挙げて示すことができる。

危険負担における債務者主義と債権者主義を説明し、両主義に対する民法の考え方を示すことができる。

履行不能の場合における危険負担制度と解除制度・損害賠償制度の関係について、説明することができる。

特定物・種類物債務において民法が採用している危険負担の考え方の背景と、その問題点ならびに問題解決方法を示すことができる。

危険負担制度と代償請求権の関係について、説明することができる。

### 3 - 3 第三者のためにする契約

第三者のためにする契約が問題となる場面を、適切な例を挙げて示すことができる。

諾約者・要約者を定義することができる。

受益の意思表示が必要であるとされることの意味について、説明することができる。

第三者のためにする契約における受益者・諾約者・要約者の地位について、説明することができる。

第三者のための保護効を伴う契約が問題となる場面を、適切な例を挙げて示すことができる。

## 4 契約の解除

約定解除と法定解除の違いについて、説明することができる。

約定解除と解除契約の違いについて、説明することができる。

債務者が債務の履行をしないことを理由とする解除（催告解除）の要件を挙げ、それぞれの要件のもつ意味を説明することができる。

定期行為を定義し、適切な例を挙げるすることができる。

定期行為の解除の際の特則について、説明することができる。

履行不能を理由とする解除の要件を挙げ、それぞれの要件のもつ意味を説明することができる。

不完全な履行や付随的な義務の違反がされた場合における解除の考え方を示すことができる。

解除に帰責事由が必要か否かに関する学説の考え方を説明することができる。

契約目的物の滅失・損傷・加工の場合における解除権の帰趨について、説明することができる。

解除の効果に関する直接効果説（遡及構成）と非遡及構成の違いを説明することができる。

解除における原状回復義務の意味について、説明することができる。

解除後に目的物が滅失した場合の処理について、適切な例とともに説明することができる。

解除がされた場合に、解除前に生じた目的物の使用利益や代金の利息をどのように処理するのかについて、適切な例とともに説明することができる。

解除がされた場合に、解除前に目的物に投下された費用をどのように処理するのかについて、適切な例とともに説明することができる。

債務不履行を理由とする解除がされた場合の損害賠償がどのようになるのかを説明することがで

きる。

解除権の消滅時効について、説明することができる。

解除がされた場合における解除前の第三者・解除後の第三者の関係について、適切な例とともに説明することができる。

契約総則に定める解除と、賃貸借や雇用における解除の違いを説明することができる。

解除権の不可分性について、適切な例とともに説明することができる。

解除と危険負担の関係	危険負担
解除と民法177条の「第三者」	物権変動
受領遅滞と解除	債務不履行

## 第2章 贈与

贈与とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。

贈与が書面によらずになされた場合の法律関係がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

書面による贈与があったといえるのはどのような場合かについて、判例・学説の基本的な考え方とその問題点を説明することができる。

贈与契約に基づいて贈与者がどのような義務を負うかを説明することができる。

贈与の目的物に瑕疵があった場合に、贈与者がどのような責任を負うかを具体例に即して説明することができる。

贈与契約の履行がなされた後に、いわゆる忘恩行為を理由として贈与目的物の返還を求めることができるかどうかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。

定期贈与とはどのような概念かを、具体例を挙げて説明することができる。

負担付贈与とはどのような性質の贈与かを、具体例を挙げて説明することができる。

負担付贈与において、受贈者がその負担を履行しなかった場合の効果について、具体例に即して説明することができる。

負担付贈与において、贈与の目的物に瑕疵があった場合の法律関係を、具体例に即して説明することができる。

死因贈与とはどのような性質の贈与であり、遺贈とどのような点で相違し、どのような点で共通しているかを具体例を挙げて説明することができる。

## 第3章 売買

### 第1節 総則

売買とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。

売買契約に基づいて、売主・買主がそれぞれどのような義務を負うかについて、基本的な考え方を説明することができる。

有体物以外にどのようなものが売買契約の目的となるか、その具体例を挙げることができる。

売買の予約とはどのような概念であり、どのような場合に用いられるかを具体例を挙げて説明することができる。

予約完結権とはどのような性質を持った権利であるかを説明することができる。

売買予約に基づく権利を確保するためにどのような方法を用いることができるかを説明することができる。

売買契約における手付とはどのような概念であり、どのような機能を果たすものであるかを説明することができる。

手付が解約手付に当たるとされるのはどのような場合か、また、それに当たるとされる場合の効果はどのようなものかを、具体例に即して説明することができる。

解約手付について、「履行の着手」があったとされるのはどのような場合かをめぐる考え方の対立と問題点を説明することができる。

解約手付を受領した者がその倍額を「償還した」といえるのはどのような場合かに関する問題点を具体例に即して説明することができる。

売買契約に要する費用が誰によって負担されるかについて、その費用の具体例を挙げて説明することができる。

契約に要する費用と弁済に要する費用との区別について、具体例を挙げて説明することができる。

売買契約の規定が性質に反しない範囲で有償契約に準用されることの意味を、具体例を挙げて説明することができる。

## 第2節 売買の効力

### 1 他人の権利の売買

他人の権利を売買の目的とした場合に、売主はどのような義務を負い、また権利を移転することができなかった場合にどのような責任を負うかを、具体例に即して説明することができる。

民法560条にいう他人の権利の売買がどのような場合を意味するかについて、対立する考え方とその問題点を、具体例を挙げて説明することができる。

他人の権利の売買において、買主がどのような損害の賠償を求めることができるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。

他人の権利の売買において、悪意の買主が損害賠償請求をなしえないことの根拠と問題点を具体例に即して説明することができる。

他人の権利の売買において、売買における担保責任と債務不履行の一般原則に基づく責任の関係に関する考え方の対立とその問題点を、具体例に即して説明することができる。

民法562条によって認められる善意の売主の解除権の趣旨と根拠について、説明することができる。

### 2 権利の一部が他人に属する場合

権利の一部が他人に属する場合に、売主はどのような義務を負い、また権利の一部を移転するこ

とができなかった場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

権利の一部が他人に属する場合に、買主がいつまで権利を行使することができるかを、具体例に即して説明することができる。

権利の一部が他人に属する場合と、全部が他人に属する場合とで、買主の権利行使期間に相違があることの当否について、問題点を指摘することができる。

### 3 数量不足・原始的一部滅失の場合

民法565条の数量指示売買に当たるとされるのはどのような場合かについては、判例・学説の基本的な考え方を具体例を挙げて説明することができる。

数量指示売買において数量が不足していた場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

数量指示売買において数量が過剰であった場合に、売主が何らかの救済手段を行使することができるかどうかについて、対立する考え方を理解し、その問題点を指摘することができる。

目的物の一部が契約締結時において滅失していた場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

目的物の一部が契約締結後に滅失した場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。

### 4 目的物の利用制限等の場合

売買の目的物が他人の利用権等の目的となるために、買主がその目的物の自由な使用収益を妨げられる場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを具体例に即して説明することができる。

売買の目的物の利用のために必要な権利が存在していなかった場合に、買主にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを具体例に即して説明することができる。

民法566条において、民法563条とは異なって代金減額請求権が定められていないことの理由とその問題点について、具体例に即して説明することができる。

売買の目的物が抵当権等の担保権の目的となっている場合において、担保物権の実行によって権利を喪失する買主が、どのような要件の下でどのような救済手段を認められるかを、具体例に即して説明することができる。

抵当権の付着した不動産を売買の目的とするについて、契約当事者はどのような合意を行うのが通常であるか、その合意が民法567条においてどのような意味を持つかを、具体例を挙げて説明することができる。

民568条の「強制競売」において、権利の瑕疵と物の瑕疵を区別している理由とその当否について、具体例に即して説明することができる。

強制競売において権利の瑕疵があった場合に、買受人にどのような要件の下でどのような救済手段が認められるかを、具体例に即して説明することができる。



## 5 債権売買の場合

売買の目的物が債権である場合に、売主が債権の債務者の支払能力について責任を負うかどうか、追うとすればどのような責任を負うかについて、基本的な考え方を説明することができる。

## 6 物の瑕疵担保責任

物の売主が瑕疵のない物を給付する義務を負うかどうか（いわゆる特定物ドグマを認めるかどうか）について対立する考え方を理解し、具体例を挙げてその相違を説明することができる。

売買の目的物に物の瑕疵がある場合に、売主の負担する責任の法的性質に関する考え方の相違に従い、買主がどのような根拠に基づいて、どのような権利を有するかを、具体例に即して説明することができる。

民法570条が不特定物売買にも適用されるかどうかを、瑕疵担保責任の法的性質と関連づけて説明することができる。

民法570条が不特定物売買にも適用されるかどうかについて、判例の立場とその問題点を具体例に即して説明することができる。

売買の目的物に物の瑕疵がある場合に、売主の瑕疵担保責任と債務不履行責任がどのような関係に立つかを、具体例に即して説明することができる。

目的物の瑕疵によって買主または買主の近親者等において、生命・身体・財産に損害が生じた場合に、このような拡大損害はどのような根拠に基づいて、どのような範囲で賠償請求が可能であるかについて、対立する考え方を理解し、具体例に即して問題点を説明することができる。

物の瑕疵があるとされるのはどのような場合かを、具体例を挙げて説明することができる。

隠れた瑕疵にあたるのはどのような場合かを、具体例を挙げて説明することができる。

売買の目的物に契約締結時に瑕疵が存在していた場合、契約締結後に瑕疵が生じた場合に、それぞれ買主はどのような根拠に基づいて、どのような権利を行使することができるかを、具体例に即して説明することができる。

物の瑕疵について認められる買主の権利がいつまで行使可能であるかを、具体例に即して説明することができる。

瑕疵担保責任と錯誤の競合がどのような場合に生じうるか、両者の要件が満たされている場合に、両者の関係はどうかを、具体例に即して説明することができる。

商事売買における物の瑕疵担保責任について、民法の一般原則とはどのような点で異なっているかを説明し、問題点を指摘することができる。

担保責任を排除・縮減する特約がどのような効力を有するかを、具体例を挙げて説明することができる。

新築住宅の売主の責任の概要を説明することができる。

代金の支払時期と支払場所について、民法のルールがどうなっているかを条文に則して説明することができる。

物の果実収取権と代金の利息支払義務とがどのような関係に立つかを、条文に則して説明することができる。

買主が権利を失う虞があることを理由として代金の支払を拒絶することができる具体例を挙げる

ことができる。

### 第3節 買戻し

買戻特約とはどのような合意であり、それにはどのような問題があるかを、具体例に即して説明することができる。

買戻特約を第三者に対抗するためにはどのような方法をとることができるかを具体例を挙げて説明することができる。

### 第4章 交換

交換とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。

交換において、当事者の一方が財産権の移転とともに金銭所有権を移転することを約束した場合に、通常の交換契約とはどのような点で効果が異なるかを、具体例に即して説明することができる。

### 第5章 消費貸借

消費貸借とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。

消費貸借契約の要物性について、どのような問題点があるかを具体例に即して説明することができる。

期限の定めのある消費貸借および期限の定めのない消費貸借において、貸主はどの時点で貸金の返還を求めることができるかを、具体例に即して説明することができる。

期限の定めのある消費貸借および期限の定めのない消費貸借において、借主はどの時点で貸金を返還することができるか、また、その場合に、貸主に生じうる不利益はどのように考慮されるかを、具体例を挙げて説明することができる。

準消費貸借とはどのような契約であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。

準消費貸借の基礎となった債務が存在しなかった場合に、準消費貸借の効力がどうなるかを、具体例に即して説明することができる。

準消費貸借に基づいて債務の履行を求めようとする債権者は、どのような事実を主張・立証する必要があるかについて、対立する考え方とその問題点を具体例に即して説明することができる。

消費貸借予約とはどのような合意であり、どのような要件が備われば有効に成立するかを説明することができる。

## 第6章 使用貸借

使用貸借とはどのような内容の契約かについて、例をあげて説明することができる。

使用貸主の義務・担保責任について、賃貸人のそれとの違いに留意しながら、説明することができる。

使用借主の義務について、賃借人のそれとの違いに留意しながら、説明することができる。

目的物に投下された費用の負担に関する規律の内容について、説明することができる。

使用貸借の終了に関する規律の内容について、返還時期の定めの有無・使用収益の目的の定めの有無に留意しながら、説明することができる。

## 第7章 賃貸借

### 第1節 民法上の原則

賃貸借とはどのような内容の契約かについて、例をあげて説明することができる。

賃貸人の義務・担保責任について、使用貸主との違いに留意しながら、説明することができる。

賃借人の義務について、使用借主との違いに留意しながら、説明することができる。

賃貸目的物の一部滅失、毀損または減収等によって当初想定された使用収益ができない場合の賃貸人・賃借人の権利義務について、説明することができる。

第三者の所有物を目的とする賃貸借が行われた場合の法律関係について、説明することができる。

賃貸借契約の存続期間に関する民法の規律の内容を説明することができる。

賃貸借の終了原因としてどのようなものがあるかについて、説明することができる。

期間満了・解約申入れによる賃貸借の終了および更新に関する民法の規律の内容を説明することができる。

賃借人の債務不履行を理由とする賃貸借契約の解除の規律（要件）について、その生成過程における判例・学説の展開とともに、説明することができる。

賃借人が死亡した場合における賃借権の帰趨について、使用貸借との違いに留意しつつ、説明することができる。

賃貸目的物が滅失した場合の賃貸人・賃借人の権利義務について、説明することができる。

目的物に投下された費用の負担に関する規律の内容について、賃借人の収去義務・収去権に留意しながら、説明することができる。

[ 賃借権の侵害を理由とする妨害排除請求権・損害賠償請求権のとりわけ要件について、物権と債権との区別に留意しながら、説明することができる（ 債権総論・不法行為法？ ） ]

不動産賃貸借の対抗力に関する民法の規律の内容について、「売買は賃貸借を破る」の原則をふまえ、説明することができる。

二重賃貸借の場合にどのように優劣が決められるかについての議論を説明することができる。

賃貸不動産の譲渡に伴う賃貸人の地位の移転がどのような場合に生ずるか、およびその法的構成について、賃貸人の地位を移転する合意の有無・賃借権の対抗力の有無に留意しながら、説明することができる。

[ 賃借不動産の新所有者が、賃借人に対して賃貸人であることを主張するために登記を要するか ]

否かの問題について、民法177条の第三者の範囲をめぐる判例・学説をふまえ、説明することができる（ 寄託物の譲渡の場合とともに、物権法？）]

賃借権の譲渡・転貸とはどのようなものであるかについて、例をあげて説明することができる。賃借権の無断譲渡・転貸の場合の法律関係について、賃貸人の解除権行使の要件に関する判例・学説に留意しながら、説明することができる。

適法な賃借権の譲渡・転貸がなされた場合の法律関係について、説明することができる。

賃貸借契約の終了が転借人（または借地上の建物の賃借人）に及ぼす影響について、法定解除によって終了した場合と合意解除によって終了した場合との違いに留意しながら、説明することができる。

賃貸借契約の締結に際して敷金・権利金・保証金等の名目で交付される金銭の性質について、説明することができる。

敷金契約と賃貸借契約との関係について、賃貸借の目的たる建物が譲渡された場合と賃借権が譲渡された場合とを例として、説明することができる。

賃貸借契約が終了した場合に敷金返還請求権の額はどのように確定し、いつからその請求ができるかについて、判例およびそれに批判的な見解の内容を説明することができる。

更新料とはどのような性質のものかについて、説明することができる。

## 第2節 借地借家法

### 1 総論

借地借家に関するこれまでの特別法（建物保護法、借地法・借家法、借地借家法）の立法趣旨について、説明することができる。

不動産利用権としての賃借権の特徴を、民法および借地借家法の規律内容をふまえ、地上権・永小作権との違いにも留意しながら、説明することができる。

不動産賃借権の物権化といわれる現象および不動産賃借権は物権化すべきであるとの主張について、説明することができる。

借地借家法の適用範囲について、公営住宅・社宅等の利用関係、一時使用目的の賃貸借に関する問題等に留意しながら、説明することができる。

### 2 借地権

借地権の存続期間に関する借地借家法の規律の内容について、説明することができる。

借地上の建物が滅失した場合の借地権の帰趨について、説明することができる。

借地権がどのような場合に更新されるかに関する借地借家法の規律の内容について、とくに正当事由の判断要素・充足時期に留意しながら、説明することができる。

建物買取請求権がどのようなものであるかについて、説明することができる。

建物買取請求権が行使された場合に、代金の支払いを受けるまで賃貸目的物を留置することができるかについて、造作買取請求権の場合と対比しながら、判例および学説を説明することができる。

定期借地権がどのようなものであるかについて、普通借地権との違いに留意しながら、説明する

ことができる。

借地権の対抗力に関する借地借家法の規律の内容について、土地の権利関係は土地の登記によって公示されるべきであるとの理念に留意しながら、説明することができる。

借地権者と借地権設定者との間における権利義務関係の調整のための借地借家法の規律（地代等増減請求権・借地条件の変更等）の概略について、説明することができる。

自己借地権が認められている趣旨について、説明することができる。

### 3 借家関係

建物賃貸借の存続期間に関する借地借家法の規律の内容について、説明することができる。

建物賃貸借がどのような場合に更新されるかに関する借地借家法の規律の内容について、とくに正当事由の判断要素・充足時期に留意しながら、説明することができる。

造作買取請求権がどのようなものであるかについて、説明することができる。

定期建物賃貸借がどのようなものであるかについて、立法の経緯をふまえ、また、普通建物賃貸借との違いに留意しながら、説明することができる。

取壊し予定の建物の賃貸借における契約終了の規律の内容について、説明することができる。

建物賃借人が死亡した場合において同居者を保護するための諸方法について、説明することができる。

建物賃貸借の対抗力に関する借地借家法の規律の内容について、説明することができる。

建物賃貸借における賃料増減請求権に関する借地借家法の規律の趣旨について、説明することができる。

### 4 その他

サブリース契約において、デベロッパーからの借地借家法の規定に基づく賃料減額請求の当否・内容についてどのような問題があるかを説明することができる。

ファイナンス・リースとはどのような内容の契約かについて、説明することができる。

## 第8章 雇用

雇用とはどのような内容の契約かについて、請負、委任との違いに留意しながら、説明することができる。

労働法による民法の雇用の規定の修正や、労働法による労働契約の規律について、どのような法律があり、どのような項目があるかを、説明することができる。

雇用契約・労働関係における安全配慮義務について、その根拠および内容について、説明することができる。

雇用契約における契約の解除をめぐる規律および解除権（解雇権）濫用法理の内容について、説明することができる。

解除権の濫用やその他の使用者の責めに帰すべき事由によって、労働者が労務の提供をすること

ができなかった場合のその間の報酬債権の帰趨について、その間の労働者の就労状況に留意しつつ、説明することができる。

## 第9章 請負

請負とはどのような内容の契約かについて、売買、雇用、委任との違いに留意しながら、説明することができる。

製作物を供給する契約について、具体例をあげながら、その性質決定についてどのような問題があるか、どの法規を適用すべきか、いずれの法規を適用するかによってどのような違いが生じるかについて、説明することができる。

請負人の瑕疵担保責任の内容について、売主の瑕疵担保責任との異同および土地工作物の請負に関する特則に留意しながら、説明することができる。

[ 住宅品質確保法における新築建物の瑕疵担保責任に関する民法の特則の内容について、説明することができる。]

請負契約における報酬債権の支払時期に関する規律について、物の引渡しを要する場合、要しない場合、瑕疵担保責任が追及される場合の、それぞれの場合の規律内容を説明することができる。仕事の目的物に瑕疵があり、注文者が瑕疵の修補に代わる損害賠償を求めた場合において、報酬債権との相殺の規律について、判例の準則を説明することができる。

建物建築請負契約において、完成した建物の所有権の帰属に関する判例の準則と学説の主要な2見解について、説明することができる。

建物建築請負契約における完成建物の所有権の帰属について注文者帰属説による場合、請負人の報酬請求権の確保方法として、どのようなものがあるかについて、説明することができる。

建物建築請負契約において、仕事が完成する前に当該契約が中途解約された場合の完成途上の建前の所有権の帰属および報酬債権の帰趨について、説明することができる。

建物建築請負契約において、仕事が完成する前に当該契約が中途解約された場合の完成途上の建前の所有権の帰属につき注文者の帰属とする旨の特約がある場合において、工事をしたのが下請業者であったときの法律関係（建前の帰属、下請業者の報酬請求）について、判例の準則を説明することができる。

注文者の任意解除権について、損害賠償責任の有無・賠償すべき損害の範囲を含め、その規律の内容および制度趣旨を説明することができる。

## 第10章 委任

委任とはどのような内容の契約かについて、雇用、請負との違いに留意しながら、説明することができる。

委任と事務管理との違いについて、具体例をあげながら、説明することができる。

受任者の義務をあげ、その内容を説明することができる。

委任者の義務をあげ、その内容を説明することができる。

復委任とはなにか、それが認められるのはどのような場合かについて、説明することができる。  
委任契約における任意解除権の規律について、条文の内容、制度趣旨および判例の展開を説明することができる。

委任の終了原因をあげることができる。

委任者の死亡によっても終了しないという特約の効力および、そのような委任契約を認めることの問題点について、説明することができる。

準委任契約とはどのような契約かについて、具体例をあげつつ、説明することができる。

委任契約の終了時における、委任契約当事者の権利義務、委任の終了事由を相手方に対抗するための要件について、説明することができる。

医療契約（診療契約）、在学契約がどのような性質の契約であるかについて、委任（準委任）との異同に留意しつつ、説明することができる。

医師（医療機関）の説明義務の意義および内容について、具体例をあげつつ、説明することができる。

信託とは、どのような制度かについて、具体例をあげつつ、説明することができる。

## 第11章 寄託

寄託とはどのような内容の契約かについて、委任との違いに留意しつつ、説明することができる。  
消費寄託、混蔵寄託とは何かについて、具体例をあげつつ、説明することができる。

受寄者が寄託物の保管につき払うべき注意義務の内容について、説明することができる。

寄託者の損害賠償義務、寄託者の任意解除権について、委任との異同に留意しつつ、説明することができる。

寄託物が第三者に譲渡された場合における、受寄者の義務、および寄託物の返還をめぐる法律関係について、説明することができる。

## 第12章 組合

組合とは何かについて、具体例をあげつつ、説明することができる。

組合が、契約か合同行為か、これを論じる実益はどこにあるかについて説明することができる。

組合と社団との関係について、判例の権利能力なき社団論から導かれる考え方（峻別論）とそれに対する批判とを説明することができる。

組合の財産についての権利関係について、不動産の所有関係、債権の権利関係を例に、説明することができる。

組合財産の共同所有関係が「合有」と言われる意味について、説明することができる。

組合の債務を誰が、どの財産によって負担するかについて、説明することができる。

〔 組合において損益はどのように配分・分担されるかについて、説明することができる。〕

〔 組合の債権と組合員の債務との相殺の可否、組合の債権と組合員の債務との混同による消滅の有無について、説明することができる。〕

組合の債務につき組合員が出資額の限度でのみ責任を負う組合について、説明することができる。

組合の業務執行はどのように行うかについて、一般社団法人との違いに留意しつつ、説明することができる。

組合規約によって業務執行者の権限が制約されている場合において、業務執行者がその制限を知らない第三者との間でした取引の効力に関する判例の準則を説明することができる。

組合員の脱退とは何か、脱退の種類、脱退事由、脱退をしたときの出資の扱いについて、説明することができる。

組合員の債権者が、組合員を脱退させて、組合員が有する払戻請求権を行使することができるかについて、説明することができる。

組合への新規加入が認められるか、その要件は何かについて、説明することができる。(12)組合における当事者の変動はどう扱われるか。

( )期間の定められた組合契約において、組合員はこの間はいかなる理由によっても脱退することができないと定められた場合の、当該定め効力について、説明することができる。

組合の解散とは何か、その事由は何かについて、説明することができる。

[ 民法上の組合のほか、共同の事業を行うための法形態としてどのようなものがあるかについてあげ、それぞれの特色を説明することができる。]

## 第13章 終身定期金

終身定期金契約とは何かについて、説明することができる。

民法の終身定期金契約の現実の意義について消極的な見解と現代的な活用可能性を見出す見解とがあること、およびそれぞれの見解の内容について、説明することができる。

## 第14章 和解

和解契約とはどのような内容の契約かについて、説明することができる。

和解契約によって争うことができなくなるのはどのような法律関係か、錯誤を理由として和解契約の無効を主張することができるのはどのような場合かについて、具体例を挙げて説明することができる。

和解契約の締結後に、契約締結時に予想することができなかった後遺症が現れた場合に、後遺症による損害の賠償請求が和解契約とどのような関係に立つかについて、基本的な考え方と問題点を事例を挙げて説明することができる。

## 第3部 債権各則(2) - 法定債権関係

### 第1章 事務管理

事務管理とはどのような制度であり、どのような要件が備われば事務管理の成立が認められるか



を具体例を挙げて説明することができる。

他人の事務とはどのような場合を指すか、具体例を挙げて説明することができる。

一定の事務を遂行する義務を負う者が行う行為について事務管理が認められるかどうかについて、具体例を挙げて問題点を指摘することができる。

他人のためにする意思があると認められるのはどのような場合か、具体例を挙げて説明することができる。

事務管理の成立および事務の遂行について、事務管理本人の意思がどのように考慮されるかについて、具体的な問題点を指摘して、説明することができる。

事務管理の追認とはどのような場合に問題となるかを、具体例を挙げて説明することができる。

事務管理者が事務管理に基づいて事務管理本人に債務の履行を求めようとする場合に、事務管理者はどのような事実を主張・立証する必要があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者は事務管理本人に対してどのような権利を行使できるかを、具体例に即して説明することができる。

事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者が事務を遂行する過程において損害を被った場合に、その損害の填補を事務管理本人に求めることができるかどうかについて、考え方の対立と問題点を、具体例を挙げて説明することができる。

事務管理者が、事務管理本人のために代理行為を行うことができるかどうかについて、考え方の対立と問題点を説明することができる。

事務管理の成立が認められる場合に、事務管理者は事務管理本人に対してどのような義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。

準事務管理とはどのような概念であるかを説明し、そのような概念が日本民法において認められるべきかどうかについて、考え方の対立と問題点を具体例に即して説明することができる。

## 第2章 不当利得

### 第1節 不当利得の一般原則

不当利得とはどのような場合に問題となる制度か、その具体例を挙げて説明することができる。

不当利得がどのような制度であるかについて、衡平説的な立場と類型論の立場の基本的な相違点を、具体例を挙げて説明することができる。

不当利得の類型論が、不当利得の類型の代表例としている給付利得類型および侵害利得類型とはどのような場合であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

不当利得債務者はどのような範囲で返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。

善意の不当利得債務者はどのような範囲で返還義務を負うかを、具体例に即して説明することができる。

不当利得債務者が善意であることの主張・立証責任を負うのは誰かを、具体例を挙げて説明することができる。

悪意の不当利得債務者はどのような責任を負うかを、具体例に即して説明することができる。

悪意者の不当利得返還債務と不法行為に基づく損害賠償債務との関係を、具体例を挙げて説明することができる。

受領した利益が有体物であり、その目的物が原物で存在する場合、存在しない場合に、それぞれ不当利得債務者はどのような返還義務を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。

受領した利益が非有体的な利益であり、その性質上原物返還ができない場合に、不当利得債務者はどのような返還義務を負うかを、具体例を挙げて説明することができる。

利得が現存するかどうかについて、出費の節約という考え方がどのようなものか、それにどのような問題点があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

受領した利益について果実や使用利益が生じている場合に、不当利得債務者はそれについて返還義務を負うか、民法189条・190条との関係をどう考えるかについて、具体例に即して問題点を指摘することができる。

給付利得返還請求権について、利得の返還を請求する者は、どのような要件を主張・立証する必要があるかを、具体例に即して説明することができる。

無効な双務契約に基づいて給付がなされた場合に、その返還義務について民法703条の責任軽減規定が適用されるかどうかについて、考え方の対立と問題点を具体例に即して説明することができる。

無効な双務契約に基づいてなされた給付が返還不能となった場合に、それが他方の不当利得返還債務にどのような影響を及ぼすかについて、対立する考え方とその問題点を具体例に即して説明することができる。

無効な法律行為に基づいて給付がなされた場合に、不当利得返還請求権と物権的返還請求権がどのような関係に立つか、考え方の対立と問題点を具体例を挙げて説明することができる。

## 第2節 給付利得の個別的な原則

非債弁済とはどのような不当利得類型を意味するか、またその効果は何かを具体例を挙げて説明することができる。

期限前になされた弁済について、弁済者がどのような立場に立つかを条文に則して説明することができる。

民法708条の不法原因給付における「不法」とはどのような場合を意味するのか、具体例を挙げて説明することができる。

民法708条と民法90条の関係を、具体例を挙げて説明することができる。

不法原因給付に当たるとして返還請求が認められないのはどのような場合か、またそれはどのような考え方を根拠とするかについて、具体例に即して説明することができる。

不法原因給付であるにもかかわらず、例外的に返還請求が認められるのはどのような場合かを、具体例を挙げて説明することができる。

民法708条と物権的返還請求権の関係について、具体例を挙げて説明することができる。

民法708条本文により給付した目的物の返還請求ができない場合に、給付者と給付受領者がどのような関係に立つか、対立する考え方とその問題点を具体例に即して説明することができる。

## 第3節 その他の問題

費用の支出について不当利得返還請求が問題となるのはどのような場合か、基本的な考え方を説

明することができる。

いわゆる騙取金銭を用いて弁済がなされた場合に、被騙取者が弁済を受領した債権者に対して、その返還を求めることができるかどうかについて、考え方の対立と基本的な問題点を、具体例を挙げて説明することができる。

いわゆる転用物訴権とはどのような制度であり、どのような場合に認められるかについて、考え方の対立と基本的な問題点を、具体例を挙げて説明することができる。

振込依頼者が振込先を誤ってなされた振込について、振込がなされた口座の預金者と銀行、預金者と振込依頼者との間にどのような関係が成立するかについて、具体例を挙げて問題点を指摘することができる。

### 第3章 不法行為

#### 第1節 不法行為法の意義、機能

民事不法行為責任と刑事責任の相違点を示すことができる。

債務不履行を理由とする損害賠償請求権と不法行為を理由とする損害賠償請求権の競合問題の処理について、考え方を示すことができる（重複）。

不法行為制度の機能、目的について説明することができる。

損害填補のための各種の制度の中での不法行為制度の位置付けについて説明することができる。

#### 第2節 権利・利益侵害、違法性

権利侵害要件に関する大審院の判決の変遷について説明することができる。

「権利侵害から違法性へ」の意味について説明することができる。

違法性判断における相関関係説について説明することができる。

過失一元説、違法性一元説について説明することができる。

権利侵害概念を活用した最高裁判決について説明することができる。

709条に関する民法現代語化の意味について説明することができる。

受忍限度論と新受忍限度論の区別について説明することができる。

#### 第3節 故意過失、責任能力

故意とは何かについて説明することができる。

故意と過失を区別する意味について説明することができる。

過失論の構造について説明することができる。

判例における結果回避可能性の考え方の変遷を説明することができる。

抽象的過失と具体的過失の相違について説明することができる。

ハンドの定式とその当否に関する議論について説明することができる。

信託の原則について説明することができる。

故意責任と過失責任の帰責根拠について説明することができる。

不法行為責任における過失責任、中間責任、無過失責任の考え方を、民法及び関連特別法上の例とともに説明することができる。

過失の一応の推定について説明することができる。

不作為の不法行為における作為義務の根拠について示すことができる。

責任能力とは何かについて、判決例とともに示すことができる。

責任能力と過失の関係について説明することができる。

#### 第4節 損害

差額説（損害＝金銭説）、損害＝事実説、死傷損害説、労働能力喪失説とは何か、それぞれの相違点はどこにあるかを説明することができる

積極的損害、消極的損害とは何かを説明することができる

精神的損害ではない無形の損害について説明することができる

慰謝料の補完的機能について説明することができる

慰謝料の制裁的機能（懲罰的慰謝料）の当否について説明することができる。

#### 第5節 因果関係・損害賠償の範囲

709条の因果関係を1個と考える説と2個と考える説との区別を説明することができる。

判例のとり相当因果関係説＝416条の類推適用説の内容について説明することができる。

相当因果関係に対する学説上の批判について説明することができる。

事実的因果関係とは何かについて説明することができる。

割合的因果関係論、確率的心証論について説明することができる。

事実的因果関係に関する各種の考え方を説明することができる。

事実的因果関係の証明負担の緩和の方法として、蓋然性説、「事実上の推定」理論、間接反証論、疫学的因果関係論のそれぞれについて説明することができる。

裁判例における「事実上の推定理論」の適用例を示すことができる。

義務射程説、規範目的説、危険性関連説について説明することができる。

企業損害・間接損害の考え方について説明することができる。

#### 第6節 各種の権利・利益侵害

名誉毀損とプライバシー侵害の相違について説明することができる。

名誉毀損と名誉感情の侵害の相違について説明することができる。

プライバシーの権利の内容について説明することができる。

判例における名誉毀損の免責の要件について説明することができる。

意見ないし論評の表明における名誉毀損の成立要件について説明することができる。

名誉毀損の差止めについての判例の要件について説明することができる。

婚姻関係の侵害・家庭破壊における相手方の配偶者及び子供の利益侵害に関する考え方について説明することができる。

公害賠償・差止めにおける公共性の意義に関する各種の考え方について説明することができる。  
公害賠償・差止めにおける受忍限度論の考え方について説明することができる。  
公害の差止めにおける人格権説、環境権説について説明することができる。  
景観利益侵害が709条の「法律上保護される利益」にあたる要件について説明することができる。  
医療における過失の注意義務の程度について説明することができる。  
医療水準論について説明することができる。  
判例における生存についての相当程度の可能性侵害の考え方について説明することができる。  
不動産二重譲渡における「買主の地位」の侵害についての各種の考え方を説明することができる。  
第三者による債権侵害が成立する要件についての各種の考え方を説明することができる。  
独占禁止法違反行為による不法行為上の損害賠償請求の可能性について説明することができる。  
各種不法行為における説明義務・情報提供義務違反を理由とする損害賠償請求の可能性について説明することができる。

## 第7節 違法性阻却事由

不法行為法上の正当防衛と緊急避難との区別について、刑法上の両概念の区別と対比しつつ説明することができる。  
危険への接近概念について説明することができる。

## 第8節 責任無能力者の監督責任

714条の責任の根拠について説明することができる。  
監督義務者について709条に基づく不法行為責任が成立する要件について説明することができる。

## 第9節 使用者責任、企業責任

715条の責任の根拠について説明することができる。  
715条の責任の性質に関する2つの考え方と、それぞれによる解釈の相違点を説明することができる。  
715条の責任と、関連する民法、特別法の規定に基づく責任との関係を説明することができる。  
「事業の執行」に関する判例の考え方の変遷及び学説の考え方について説明することができる。  
複数の者が使用者責任を負う場合における求償権の範囲についての考え方を示すことができる。

## 第10節 工作物責任

717条の責任の性質について説明することができる。  
「土地の工作物」の要件について、その例とともに説明することができる。  
設置保存の「瑕疵」に関する2つの考え方について説明することができる。  
自然力と工作物の瑕疵が競合して損害が発生した場合の減額の可能性についての各種の考え方を説明することができる。

## 第11節 共同不法行為

719条1項前段の要件に関する2つの考え方について説明することができる。

719条1項項前段に関する行為者間の関連共同性についての各種の考え方を説明することができる。

719条1項後段の責任の要件について説明することができる。

寄与度不明の場合の719条1項後段の類推の可能性に関する各種の考え方を説明することができる。

共同不法行為と競合的不法行為の関係について説明することができる。

交通事故と医療過誤の競合事例における共同不法行為責任の適用可能性に関する各種の考え方について説明することができる。

## 第12節 不法行為の効果

損害賠償の方法について説明することができる。

定期金賠償の長所及び短所について説明することができる。

差止請求権と不法行為の関係についての各種の考え方を説明することができる。

民事訴訟法248条の代表的な例を示すことができる。

人身損害における算定方法を説明することができる。

女性及び外国人の死傷の場合の逸失利益に関する考え方を説明することができる。

物損についての賠償額算定の基準時に関する各種の考え方を説明することができる。

過失相殺における「過失」の意義に関する各種の考え方を説明することができる。

「被害者側の過失」の考え方を説明することができる。

被害者の素因の競合事例における減額の可能性に関する各種の考え方について説明することができる。

複数加害者の行為の過失と被害者の過失とが競合する事故の場合の過失相殺についての各種の考え方を説明することができる。

損益相殺に関する判例の考え方を説明することができる。

生命侵害の場合の賠償権者についての各種の考え方を説明することができる。

不法行為一般における損害賠償請求権の消滅時効について、その期間と起算点を示すことができる。

継続的不法行為における消滅時効の起算点についての考え方を示すことができる。

後遺症における消滅時効の起算点について説明することができる。

20年の期間制限に関する法的性質についての各種の考え方を説明することができる。

判例における除斥期間の適用の制限が認められる例を示すことができる。

判例における除斥期間の起算点についての考え方を説明することができる。

特別法上の不法行為責任をどこまで取り込むかについて、さらに検討が必要。

## 第4編 親族

### 第1章 総論及び家族関係をめぐる手続の概観

#### 第1節 家族法の特色等

家族関係における法律行為（身分行為）の取引的行為との違いについて説明することができる。  
形式的身分行為の特徴について説明することができる。

#### 第2節 戸籍等

戸籍しくみと戸籍に記載される内容について説明することができる。  
氏の取得と変更についての扱いを説明することができる。

#### 第3節 家族関係をめぐる紛争の解決の手続

通常の民事事件に対する家事事件の特徴をふまえて家事事件ではどのような配慮が必要なのかという点を説明することができる。  
家事審判という制度を概括的に説明することができる。  
家事調停という制度を概括的に説明することができる。  
人事訴訟という制度を通常の民事訴訟との対比をふまえて概括的に説明することができる。  
調停前置主義の意味とこれが適用される場面を説明することができる。

## 第2章 総則

血族と姻族の区別を説明することができる。  
親等の意味と数え方を説明することができる。  
婚姻関係がある場合の親族の範囲を適切に説明することができる。  
養子縁組がなされた場合の親族の範囲を適切に説明することができる。  
養子を基準としたうえでの親族の範囲を説明するとともに、養方、実方それぞれの特定の者を基準として、どのような範囲で親族となるのかを具体的に説明することができる。

## 第3章 婚姻

### 第1節 婚姻の成立

婚姻の成立要件について、形式的要件と実質的要件を適切に説明することができる。  
婚姻意思についての見解の対立を説明できるとともに、それによる結論の違いを具体例に則して説明することができる。  
婚姻の無効原因を説明することができる。  
婚姻の無効の法的性質を説明することができる。

婚姻障害の内容を説明することができる。

婚姻障害があるにもかかわらず婚姻届が受理された場合の効果を説明することができる。

婚姻意思の存在時期について説明することができる。

婚姻の取消原因と取消しの効果について説明することができる。

## 第2節 婚姻の効果

婚姻の効果としての夫婦同氏原則、同居協力義務、成年擬制（、夫婦間の契約の取消権）について説明することができる。

夫婦の扶助義務について説明することができる。

夫婦の扶助義務と婚姻費用分担義務の関係について説明することができる。

不貞行為がなされた場合の第三者の損害賠償責任について説明することができる。

夫婦の財産関係がどのように決まるのかを説明することができる。

夫婦財産契約の要件と効果を説明することができる。

夫婦別産制の意味を説明することができる。

婚姻中に取得した財産の帰属について具体例に則して説明することができる。

夫婦の財産関係をめぐって夫婦別産制を実質的に緩和するための法律構成としての潜在的共有等の考え方を説明することができる。

婚姻費用分担義務の意味と具体的内容を説明することができる。

婚姻費用の清算をめぐる法律関係を説明することができる。

過去の婚姻費用の清算について説明することができる。

日常家事債務の連帯責任について具体例を挙げて説明することができる。

日常家事債務の範囲外の行為がなされた場合の法律関係について民法110条との関係を含めて説明することができる。

## 第3節 婚姻の解消

配偶者の一方が死亡した場合の生存配偶者の氏について説明することができる。

配偶者の一方が死亡した場合の生存配偶者と姻族との関係について説明することができる。

協議離婚（、調停離婚、審判離婚）、裁判離婚（、訴訟上の和解による離婚）の関係を含めて、離婚の手続きの流れを説明することができる。

協議離婚の形式的要件と実質的要件を説明することができる。

裁判離婚における離婚原因の意味を説明することができる。

民法770条1項の1～4号と5号との関係を説明することができる。

民法770条の1項と2項との関係を説明することができる。

離婚における破綻主義と有責主義を説明することができる。

有責配偶者からの離婚請求について、判例の変遷を含めて、説明することができる。

裁判離婚における離婚原因についてどのような改正提案がなされているかについて説明することができる。



離婚した場合の氏について説明することができる。  
離婚した場合の姻族との関係について説明することができる。  
財産分与の意味と内容について説明することができる。  
何が財産分与の対象となるかについて具体例を挙げて説明することができる。  
財産分与が債権者取消権の対象となるかについて説明することができる。  
財産分与請求者の債権が債権者代位権の対象となるかについて説明することができる。  
財産分与と離婚慰謝料の関係について説明することができる。  
離婚の際に子がどのように扱われるのか等について説明することができる。  
監護者の決定について親権者の決定との関係を含めて説明することができる。  
離婚後の子との面接交渉について説明することができる。

#### 第4節 婚約、内縁等

婚約の成立要件について説明することができる。  
婚約が不当に破棄された場合の法律関係を説明することができる。  
内縁、事実婚の意味を説明することができる。  
いわゆる準婚理論を説明することができる。  
内縁が一方的に解消された場合の法律関係を説明することができる。  
内縁が一方の死亡によって解消された場合の法律関係を説明することができる。  
内縁に該当しないパートナーシップ関係が一方的に解消された場合の法律関係を説明することができる。

### 第4章 親子

#### 第1節 実親子

嫡出子と非嫡出子の概念と、そうした区別が具体的にどのような意味を有しているかについて説明することができる。  
嫡出推定制度について説明することができる。  
民法772条1項と2項のそれぞれの推定が意味する内容を説明することができる。  
内縁中の懐胎子についての父子関係の推定について説明することができる。  
嫡出否認制度について説明することができる。  
推定されない嫡出子の意味とその法的地位を説明することができる。  
嫡出推定の及ばない子の意味を説明することができる。  
嫡出推定の及ばない子と判断される基準について、見解の対立を含めて説明することができる。  
嫡出否認と親子関係不存在確認の違いを説明することができる。  
いわゆる300日問題の意味を説明することができる。  
認知の意義について説明することができる。  
認知についての意思主義と事実主義の対立を説明することができる。  
認知の手続きについて説明することができる。

母の認知についての現在の法律状態を説明することができる。  
認知の方式について説明することができる  
虚偽の出生届の提出等がなされた場合の認知の効力について説明することができる。  
事実に反した認知がなされた場合の法律関係を説明することができる。  
認知無効の要件を説明することができる。  
認知無効の法的性質をめぐる見解の対立を説明することができる。  
任意認知の取消しについての民法785条が何を意味するかについて見解の対立を含めて説明することができる。  
強制認知の要件を説明することができる。  
強制認知における立証の程度や内容について説明することができる。  
準正という制度を説明することができる。  
生殖補助医療としてのA I D（非配偶者間人工受精）の意味とそこで考えられる法律上の親子関係について説明することができる。  
生殖補助医療としての代理懐胎（代理母）の意味とそこで考えられる法律上の親子関係について説明することができる。

## 第2節 養親子関係

養子縁組の成立要件について説明することができる。  
代諾養子の意味と縁組能力について説明することができる。  
代諾権者でない者によって縁組がなされた場合の法律関係と追認の可能性について説明することができる。  
未成年養子についての特則を説明することができる。  
縁組当事者に配偶者がある場合の特則について説明することができる。  
虚偽の出生届がなされた場合の養子縁組の成否について説明することができる。  
養子縁組により養子と養親及びその親族との間に成立する関係を説明することができる。  
養子となった者と実親との関係を説明することができる。  
養子縁組の解消の手続きについて説明することができる。  
協議離縁の要件を説明することができる。  
裁判離縁の要件を説明することができる。  
死後離縁についてその機能を含めて説明することができる。  
離縁の効果について説明することができる。  
特別養子縁組という制度の意義について説明することができる。  
特別養子縁組の成立要件について、普通養子縁組との相違を含めて説明することができる。  
成立における普通養子縁組と特別養子縁組の違いを適切に説明することができる。  
特別養子縁組の効果について、普通養子縁組との相違を含めて説明することができる。  
特別養子縁組の戸籍のしくみについて説明することができる。  
特別養子縁組の離縁による解消について、その要件と効果を説明することができる。

## 第5章 親権

親権の意義を説明することができる。

誰が親権者となるかについて、必要な場合分けをしたうえで説明することができる。

親権を行う能力について説明することができる。

婚姻中の父母の親権の共同行使について具体例を挙げて説明することができる。

身上監護権の内容について、具体例を挙げて説明することができる。

財産管理権の内容について、具体例を挙げて説明することができる。

親権者の注意義務の水準について説明することができる。

父母の一方が他方の意思に反して両方の名義でなした行為の効力を説明することができる。

父母の一方が他方の意思に反して、その一方名義でなした行為の効力を説明することができる。

親権者と子の利益が相反する場合の法律関係について説明することができる。

利益相反の基準について説明することができる。

代理権濫用の法理について、そのような法理が必要とされる理由とともに、その具体的内容を説明することができる。

親権の喪失について、その要件と効果を説明することができる。

管理権の喪失について、その要件と効果を説明することができる。

親権者が親権を喪失した場合の子の監護をめぐる法律関係を説明することができる。

監護者の指定について説明することができる。

医療ネグレクト等における対応について説明することができる。

虐待の場合にどのようなしくみが用意されているのかについて概観的な説明をなすことができる。  
婚姻中の夫婦間における子の奪い合いをめぐる問題がどのように扱われるのかを説明することができる。

離婚後の父母間における子の奪い合いをめぐる問題がどのように扱われるのかを説明することができる。

第三者に対する子の引渡し請求について考えられる法律構成とそのよう要件を説明することができる。

子の引渡しをめぐる問題における人身保護法の適用について、判例の変遷を説明することができる。

## 第6章 後見・保佐・補助

### 第1節 未成年後見

未成年後見の開始原因について説明することができる。

未成年後見人の要件とその選任手続きについて説明することができる。

未成年後見人の職務内容について説明することができる。

未成年後見監督人について説明することができる。

未成年後見の終了原因と終了する場合の法律関係を説明することができる。

## 第2節 成年後見

成年後見の開始について説明することができる。  
成年後見人の要件とその選任手続きについて説明することができる。  
成年後見人の職務内容について説明することができる。  
成年後見監督人について説明することができる。  
成年後見の終了における法律関係を説明することができる。

## 第3節 保佐

保佐人の選任と職務内容について説明することができる。

## 第4節 補助

補助人の選任と職務内容について説明することができる。

## 第7章 扶養

扶養義務者と扶養義務の順序について説明することができる。  
扶養義務の内容と程度を説明することができる。  
生活保持義務と生活扶助義務について説明することができる。  
過去の扶養料の清算について見解の対立を含めて説明することができる。

## 第5編 相続

### 第1章 総則

法定相続とはどのような制度であり、遺言相続とどのような関係にあるかを具体例を挙げて説明することができる。

法定相続が認められる根拠について、基本的な考え方とその問題点を説明することができる。

### 第2章 相続人

#### 第1節 法定相続人

推定相続人とはどのような概念か、またどのような法的地位を有しているかについて説明することができる。

相続の開始原因となる「死亡」について、どのような問題があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

同時存在の原則とはどのような原則であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

被相続人の死亡により、誰が相続人となり、その相続分がどうなるかを、説明することができる。相続について胎児がどのような法的地位を有し、その権利がどのような行使されるかについて、具体例に即して説明することができる。

現行民法において、嫡出子と非嫡出子の間で相続においてどのような相違が存在するか、それについてどのような憲法上の問題があるかを、判例・学説の考え方を踏まえて説明することができる。

配偶者に相続権が認められる根拠について、説明することができる。

被相続人の内縁の配偶者が、被相続人の財産についてどのような権利を有するかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

#### 第2節 代襲相続

代襲相続とはどのような制度であるかを、具体例に即して説明することができる。

代襲相続が認められるのはどのような場合であるかを、条文に則して説明することができる。

再代襲とはどのような制度であるかを、具体例に即して説明することができる。

民法887条2項ただし書がどのような趣旨の規定であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第3節 相続分

相続分概念について、分数的な割合の相続分と具体的相続分の異同を、具体例に即して説明することができる。

指定相続分と法定相続分の区別について、具体例を挙げて説明することができる。

特定の財産を相続させる旨の遺言がどのような法的性質を有するかについて、基本的な考え方とその問題点を説明することができる。

相続分の指定が相続債務についてどのような効力を有するかを説明することができる。

共同相続人の一部について相続分を指定した場合の効果について、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第4節 相続欠格と相続人の廃除

相続欠格とはどのような制度であるかを説明することができる。

相続欠格とされるのはどのような場合であるかを、条文に則して説明することができる。

相続欠格の効果を、具体例を挙げて説明することができる。

欠格の効果が相対的であるということの意味を、具体例を挙げて説明することができる。

相続人の廃除とはどのような制度であるかを説明することができる。

相続人を排除することができるのはどのような場合であるかを、条文に則して具体例を挙げて説明することができる。

廃除の対象となる推定相続人と遺留分の関係について説明することができる。

#### 第5節 相続回復請求権

相続回復請求権とはどのような権利であるかを、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

相続回復請求権が共同相続人間においても認められるか、遺産分割請求との関係に留意しながら、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

表見相続人から権利を取得した第三者やその転得者が、どのような場合にどのような根拠に基づいてその権利を保持することができるかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

### 第3章 相続の効力

#### 第1節 相続の一般的効果

相続が包括承継であるとされる意味について、特定承継との相違に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。

相続の対象とならない一身専属権とはどのような権利であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第2節 相続財産の範囲

損害賠償請求権が相続財産に含まれるかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

生命侵害を理由とする慰謝料請求権が相続の対象となるかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

年金や恩給が相続の対象となるかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

内縁の夫婦の一方が死亡した場合において、生存内縁配偶者が死亡配偶者ととも居住していた住宅の利用関係がどうなるかを、具体例を挙げて説明することができる。

占有権が相続されるか、またどのように相続されるかについて、判例・学説を踏まえて、具体例に即して基本的な考え方と問題点を説明することができる。

死亡退職金が相続の対象となるかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

生命保険金が相続の対象となるかについて、受取人の指定がどうなっているかに留意しつつ、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

保証債務が相続の対象となるかについて、とくに包括保証や身元保証の場合を含めて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

無権代理行為と相続（代理）

祭祀財産の承継について、民法の考え方を条文に則して説明することができる。

遺骨や遺体ないしその一部が、相続の対象となるかどうかについて、どのような問題点があるかを説明することができる。

### 第3節 相続と登記

共同相続人の1人が相続財産に属する不動産について単独登記をして、これを第三者に譲渡した場合の効果について、具体例に即して説明することができる。

法定相続分と異なる相続分が指定された場合に、法定相続分に従ってなされた登記に基づいて不動産持分が第三者に譲渡された場合の効果について、具体例に即して説明することができる。

特定の不動産を相続させる旨の遺言がなされた場合において、不動産の取得を第三者に対抗するために登記を備えていることが必要か否かについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

遺産分割協議に基づいて法定相続分と異なる不動産持分を取得した場合において、第三者に対抗するために登記を備えていることが必要かどうかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

相続放棄が行われ、他の共同相続人の不動産持分に変更が生じた場合に、民法177条の適用があるかを、具体例を挙げて説明することができる。

遺贈によって不動産の譲渡が行われた場合に、受遺者はどのようにして権利を取得するか、また、その権利取得を第三者に対抗するために登記を備えていることが必要であるかについて、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

### 第4節 相続財産の共有

遺産分割前の共同相続人の相続財産の「共有」について、判例・学説を踏まえて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

民法909条ただし書の意義を、共同相続における「共有」の意義と関連づけて説明することができる。

可分債権の共同相続について、判例の考え方を踏まえつつ、具体例に即して問題点を説明することができる。

共同相続された賃貸不動産の賃料債権が誰にどのように帰属するかについて、判例の考え方を踏まえつつ、具体例に即して問題点を説明することができる。

相続財産に属する現金が共同相続人にどのように帰属するかについて、可分債権の場合との異同に留意しつつ、考え方と問題点を説明することができる。

相続債務が共同相続人にどのように帰属するかについて、基本的な考え方と問題点を具体例に即して説明することができる。

相続財産が分割前にどのようなルールにしたがって管理されるかについて、基本的な考え方を、具体例を挙げて説明することができる。

遺産分割前に共同相続人の1人が特定の不動産を単独で使用する場合の法律関係とその問題点について説明することができる。

## 第5節 遺産分割

遺産分割前の相続分の譲渡はどのような制度であり、どのような必要性を考慮したものであるかを説明することができる。

相続分の譲受人が遺産分割協議に参加する権利を有するかどうかについて、考え方の対立と問題点を説明することができる。

相続分の譲渡が、譲渡した相続人の債務にどのような効果を及ぼすかについて、考え方の対立と問題点を具体例を挙げて説明することができる。

相続分の一部譲渡が認められるかどうかについて、考え方の対立と問題点を説明することができる。

相続分の取戻しとはどのような制度であり、どのような要件の下で認められるかを、条文に則して説明することができる。

遺産分割とはどのような制度であるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

共同相続人による遺産分割の協議がどのような法的性質の行為であるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

遺言の内容に反する遺産分割協議の効力について、基本的な考え方とその問題点を説明することができる。

遺産分割協議が調わない場合に、遺産がどのような手続きに従って分割されるかについて、基本的な仕組みを説明することができる。

遺産分割の具体的な方法について、基本的な考え方を具体例に即して説明することができる。

遺産分割の対象となる財産の範囲に関する紛争がどのような手続によって解決されるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

遺産分割の前提となる相続人の範囲に関する紛争がどのような手続によって解決されるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

共同相続人のうちに胎児や行方不明者がいる場合の、遺産分割手続の進め方について、その問題点を説明することができる。

具体的相続分がどのように算定されるかについての基本的考え方を、具体例に即して説明することができる。

特別受益の価額を算定する基準時期について、基本的な考え方と問題点を説明することができる。



被相続人による持戻し免除の意思表示の効果について、具体例を挙げて説明することができる。寄与分とはどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例を挙げて説明することができる。

寄与分がどのような手続において考慮されるか、基本的な考え方を説明することができる。

寄与分の申立てが共同相続人に限られている趣旨とその問題点について、具体例を挙げて説明することができる。

寄与分と遺留分の関係について、具体例を挙げて考え方の対立と問題点を説明することができる。

寄与分と特別受益の持戻しの関係について、具体例を挙げて考え方の対立と問題点を説明することができる。

特定財産を特定の相続人に取得させる旨の遺言が、遺産分割の方法の指定に当たるかどうかについて、基本的な考え方と問題点を具体例を挙げて説明することができる。

相続財産の価額をどの時点を基準として算定するかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

遺産分割の遡及効とその制限の意味を、具体例に即して説明することができる。

遺産分割後に認知された非嫡出子がどのような権利を行使することができるかを、条文に則して説明することができる。

遺産分割後に、法定相続人であることが判明した者がどのような権利を行使することができるかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

共同相続人の担保責任の趣旨について、具体例を挙げて説明することができる。

## 第4章 相続の承認と放棄

### 第1節 総論

相続人は、相続するかどうかについてどのような自由を有し、またどのような選択をすることができるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

### 第2節 相続の承認

単純承認はどのような場合に認められ、どのような効果を生ずるかについて、基本的な考え方を説明することができる。

法定単純承認が認められるのはどのような場合かを、条文に則して説明することができる。

限定承認とはどのような制度であり、どのような要件の下で認められ、どのような効果を生ずるかについて、条文に則して基本的な考え方を説明することができる。

限定承認がどのような手続に従って行われるかを、条文に則して説明することができる。

### 第3節 相続の放棄

相続の放棄はどのような制度であるか、そのためにはどのような手続が必要かについて、基本的な考え方を説明することができる。

相続の放棄によってどのような効果が生じるかを、具体例を挙げて説明することができる。

事実上の放棄とはどのような場合を指し、相続放棄とはどのように異なるかについて、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第4節 熟慮期間

相続をするか否かに関する熟慮期間とはどのような趣旨に基づくものかについて、基本的な考え方を説明することができる。

熟慮期間の起算点はどの時点であり、それについてどのような問題点があるかを、判例を踏まえて、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第5章 財産分離

財産分離とはどのような制度であり、どのような種類があるかを、条文に則して、具体例を挙げて説明することができる。

財産分離の効果について、条文に則して、具体例を挙げて説明することができる。

#### 第6章 相続人の不存在

相続人が存在するかどうか不明の場合に、どのような手続きに従って相続財産の清算が行われるかを、条文に則して説明することができる。

相続財産法人とはどのような制度であり、どのような意義と目的を有するかについて、基本的な考え方を説明することができる。

特別縁故者への相続財産分与とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

相続人が存在しない場合の残余財産の帰属がどうなるかを、条文に則して説明することができる。

#### 第7章 遺言

##### 第1節 遺言の意義と方式

遺言とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言のそれぞれの方式に必要な要件を、条文に則して説明することができる。

特別方式の遺言がどのような場合に認められるかを、条文に則して説明することができる。

遺言をなすことができるにはどのような能力が備わっていることが必要かを、行為能力・意思能力との関係に留意しつつ、説明することができる。

遺言で定めることができる事項とそうでない事項について、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

遺言はどのような観点を考慮して、どのように解釈されるかを、契約の解釈と対比しつつ、説明

することができる。

## 第2節 遺言の効力

遺言の効力がいつ発生するかについて、説明することができる。

遺言による認知の効力がいつ生じるかを、戸籍の届出との関係に留意しつつ説明することができる。

遺言の撤回とはどのような制度であり、どのような効力を有するかについて、説明することができる。

複数の遺言が存在する場合の効果について、具体例を挙げて説明することができる。

遺言の意思表示に取消原因・無効原因がある場合の効果について説明することができる。

遺言が公序良俗に反するのはどのような場合か、その効果はどうかについて、具体例を挙げて説明することができる。

包括遺贈とはどのような制度か、特定遺贈とはどのような制度かを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。

受遺者となることができる者は誰かについて、問題となる具体例を挙げて説明することができる。

法人に受遺能力が認められるかどうかについて、考え方の対立を説明することができる。

特定遺贈によって、遺贈の目的物の権利がどのように移転するかを、具体例を挙げて説明することができる。

遺贈の放棄とはどのような制度であり、どのような効果を生ずるかを具体例を挙げて説明することができる。

包括遺贈と相続人の指定との異同について、具体例を挙げて説明することができる。

負担付遺贈とはどのような制度であり、どのような効果を生ずるかを説明することができる。

負担付遺贈の受遺者が負担を履行しない場合の効果について、説明することができる。

いわゆる後継ぎ遺贈の効力について、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。

## 第3節 遺言の執行

遺言の執行とはどのような制度であるか、その基本的な仕組みを説明することができる。

遺言書の検認とはどのような趣旨の制度であるかを説明することができる。

遺言執行者はどのような場合に選任されるかを、条文に則して説明することができる。

遺言執行者がどのような権限を有するかを、条文に則して説明することができる。

遺言執行者がいる場合に、相続人の処分権限がどのような制限を受けるかを、具体例を挙げて説明することができる。

## 第8章 遺留分

遺留分とはどのような制度であり、遺留分を有するのはどのような相続人が、その遺留分割合はどうかを、具体例を挙げて説明することができる。

遺留分算定の基礎となる財産がどのように確定されるかについて、条文に則して具体例を挙げて

説明することができる。

相続開始前になされた贈与がどのような要件の下で遺留分算定に際して考慮されるかについて、条文に則して説明することができる。

相続人の1人が受取人となる生命保険金が遺留分算定に際して考慮されるかどうかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

遺留分権利者が遺留分減殺請求権をどのように行使することができるかを、条文に則して説明することができる。

遺留分減殺の順序を、条文に則して説明することができる。

遺留分減殺請求権が行使された場合の、事後の法律関係がどうなるかについて、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

遺留分減殺請求の相手方の価額弁償とはどのような制度であるかを、具体例を挙げて説明することができる。

遺留分を侵害する相続分の指定について、遺留分減殺請求権の行使が必要となるかどうかについて、基本的な考え方と問題点を具体例を挙げて説明することができる。

共同相続人の一部の者に対する遺贈が他の相続人の遺留分を侵害する場合の法律関係について、基本的な考え方と問題点を、具体例を挙げて説明することができる。

共同相続人間での遺留分減殺請求権の行使と遺産分割請求との関係について、基本的な考え方と問題点を説明することができる。

遺留分減殺請求権の行使期間に関する期間制限を、条文に則して説明することができる。

相続開始前の遺留分の放棄について、制度の趣旨と問題点を説明することができる。